

**子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究の実施
報告書**

助成：公益財団法人 日本財団

令和 7 年 3 月

社会福祉法人麦の子会
むぎのこインクルーシブ研究所



目次

I. 挨拶	3
II. 研究目的・問題提起（わたしたちのを目指すインクルーシブ保育）	
1. はじめに	4
2. 本研究におけるインクルーシブ保育の基本的方向性と問題提起	5
3. 研究の目的.....	7
引用・参考文献.....	7
III. 事業・研究の概要	
1. 目標（成果とその公表）	8
2. 研究の構成.....	8
3. 倫理的配慮.....	9
4. 研究の実施概要.....	9
5. 調査結果および提言の概要（要旨）	11
IV. 文献調査（インクルーシブ保育に関わる前提・先行研究）	
1. 目的	20
2. 手続き	20
3. 結果	20
V. 質問紙調査	
1. 目的と質問紙の設計について	42
2. 手手続き	42
3. 分析の視点.....	43
4. 結果と考察.....	44
5. 総合考察	133
VI. ヒアリング調査	
1. 目的	137
2. 手手続き	137
3. 結果と考察.....	137
VII. 海外視察調査	
1. 目的	183
2. 視察概要	183
3. イタリア視察の内容	184
4. スウェーデン視察の内容.....	218
5. 海外視察全体から見た取り組みや工夫	247

VIII. 日本における調査のまとめ（実態調査から把握された内容の整理）

1. こどもの声を聴くということ（調査結果からの示唆）	256
2. 保育者の思い（保育者の声）	263
3. 文献調査・質問紙調査・ヒアリング調査からの課題点の整理.....	267
4. 質問紙調査とヒアリング調査から見えた具体的取り組みや実践の工夫.....	272

IX. 総合考察（日本における実態調査と海外視察からの考察）

1. 社会的理解と啓発（インクルーシブ保育の理念と意義の社会的共有と法的位置づけ）	275
2. 制度面や行政との連携（制度の一体化と自治体・医療との包括的連携強化）	275
3. 物的・人的環境の整備（ユニバーサルデザインと合理的配慮の施設・配置整備）	276
4. 家族支援・保護者支援（家族・保護者がつながれる仕組みと相談体制の構築）	276
5. 人材の確保と専門性向上（研修・人材配置・心理的支援による持続可能な人材体制）	277
6. 就学先との連携や長期的な見通し（移行の連続性と制度横断的な支援体制の整備）	278

X. 保育のインクルージョン推進に対する提言

1. はじめに	279
2. 時間軸での取り組み	281
3. ミクロ・メゾ・マクロレベルでの取り組み	283
4. 具体的な取り組み	286

XI. 結語 297

付録 1：質問紙調査票 298

付録 2：質問紙調査単純集計結果 322

I. 挨拶

これまで日本では、障害のあるこどもとないこどもが、それぞれ異なる制度のもとで支援されてきました。その結果、互いに理解し合いながら育つ機会が限られ、偏見や差別が生まれる背景にもなってきたと感じます。たとえば、大人になってから、地域で障害のある方がグループホームを建てようとした際に、反対運動が起きことがあります。こうした反応の背景には、「共に過ごした経験のなさ」があるのではないでしょうか。

そうした中、令和5年4月には「こども家庭庁」が創設され、これまで分かれていた子ども・子育て施策と障害児施策が一本化されました。これにより、こどもに関わる施策が包括的に進められるようになったことは、非常に画期的であり、大きな希望でもあります。

本研究のテーマである「インクルーシブ保育」には、“同じ場所で過ごす”ということを超えて、“共に遊び、共に育ち合う”という視点、そして、その場で共に活動し、対等な仲間として「所属している」と感じられる関係性が大切です。すべてのこどもが一緒に育ち合う「インクルーシブ保育」は、まさにこれからの中生社会を築くための大切な土台だと思っています。

あるお母さんの声を紹介します。妊娠中は、わが子に障害があるとは思っておらず、育休明けに保育園へ通わせるつもりだったそうです。しかし、障害がわかり、保育園には行けなくなったり。「その時、私のこどもは一生、障害児の中で生きていくのか」と思ったと語っています。その後、児童発達支援センターに通えるようになり、「今は幸せを感じているけれど、保育園にも同じような支援があれば、地域のこどもたちと共に通えたかもしれない」。こうした声を受け止めながら、最近では保育園・幼稚園に児童発達支援を併設したり、保育園に専門職を配置したりする動きが広がってきています。また、児童発達支援センターのような専門機関が地域へアウトリーチし、こども一人ひとり、そして家族に合ったオーダーメイドの支援を行うことも、今後ますます重要な役割になると 생각ています。

大切なのは、「何ができるか」でこどもを評価するのではなく、「その子がそこにいること」自体を大切にするまなざしです。そうしたこども観や人権感覚のアップデートが、今、私たち大人に強く求められているのではないかでしょうか。すべてのこどもの人権と尊厳が守られ、リスペクトされる環境でこそ、こどもの持つ力が開花すると信じています。なによりも、日本の保育もインクルーシブな理念を育んできた文化があることに、今後の発展への大きな希望を感じています。

また、ある少女は海外で障害のある友達と自然な関係を築いた体験を語っています。最初は戸惑いがあったものの、毎日同じ教室で過ごす中で相手のことを知り、理解が深まりました。そして、「気が合えば自然と仲良くなれる」という当たり前の関係が育まれたと語っています。帰国後、日本的小学校に通う中、「特別支援学級に違和感を覚えた」という彼女の言葉からは、心のバリアを下げることの大切さが伝わってきます。

こどもたちの声や実践から学びながら、私たちは、すべてのこどもが互いを尊重し、安心して育つことができる環境をつくっていかなければなりません。こどもがこどもらしく過ごせる場所、そして「生まれてきてよかった」と心から思える社会を共に育てていきたい。その基盤となるのが、まさに「インクルーシブ保育」であると思います。

本調査研究では、文献調査に加え、全国の保育所等への質問紙調査・ヒアリング調査、さらにはイタリアやスウェーデンへの海外視察も実施しました。これらの成果が、日本におけるインクルーシブ保育の推進、そして、すべてのこどもたちが共に育つ社会の実現に向けた一助となることを願っています。

また、本調査研究に助成をいただきました日本財団に心から感謝申し上げます。

令和7年3月吉日
社会福祉法人 麦の子会
理事長 北川 聰子

II. 研究目的・問題提起（わたしたちの目指すインクルーシブ保育）

1. はじめに

昨今、インクルージョンの推進は、日本においても社会全体で取り組むべき課題である。本研究では特に保育におけるその実現を目指す「インクルーシブ保育」に焦点を当て、その理念や実践について検討を行った¹。

インクルーシブ保育を推進することは、こども一人ひとりの尊厳を守り、誰をも地域・社会のなかで孤立させないようにすることであり、そのためには、どのような状況にあるこどもでも保育や教育にアクセスできる環境や仕組みを作ることが必要である。これは、児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という。）が保障することもの人権を守ることにもつながる。子どもの権利は、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの柱から成り、また、「子どもの最善の利益」、「差別の禁止」、「子どもの参加」、「生存と発達」を基本原則としている。特に「育つ権利」は、すべてのこどもに平等に成長の機会を保障する観点から、インクルーシブ保育と深く関係している。その一つとして（第29条教育に関してから引用）、「a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」があげられており、これは誰もが平等に一人ひとりに合わせた育ちが保障されるだけではなく、一人だけでは得られない共に過ごす中で得られる育ちが保障されることも含まれている。子どもの生活は「個の生活」だけではなく、「集団での生活」も含めたものである。これらの育ちが守られることは「d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること」にも繋がる。このように、インクルーシブ保育は単に「障害児保育」や「統合保育」の言い換えではなく、その根底にはすべての子どもの尊厳と権利を守るという理念がある。障害の有無にかかわらず、誰もが共に育ち合うことのできる環境づくりを目指す点において、インクルーシブ保育はより包括的で本質的なアプローチである。

保育現場においても、インクルージョンの理念についての理解が広がりつつあり、インクルーシブ保育の重要性が意識され始めている。国は保育所政策において、これまでも障害児保育という枠組みで障害のあるこどもを受け入れるための物的・人的環境整備（加配職員等）を行ってきた。元々は特別児童扶養手当の対象となる障害のあるこどもを対象としてきたが、発達障害者支援法施行後、発達障害の認識が広まったこともあり、障害児保育補助事業の対象を軽度障害や発達障害にまで拡大し、また、現在は医療的ケア児のような特別な配慮が必要なこどもも受け入れが進んでいる。このように保育所や認定こども園（以下「保育所等」という。）においては、これまでも障害のあるこどもを分け隔てなく受け入れるインクルージョンの土壤が醸成されてきた。

しかし、国はインクルーシブ保育・教育の推進の方向性を明確には打ち出しておらず、定義を含め具体的なイメージが共有されていない。その結果、インクルーシブ保育の政策的な基盤や物的・人的環境の整

¹ ただし、インクルージョンの推進はインクルーシブ保育だけではなく、学齢期以降の教育、その後の就労を含め一人ひとりの生活や、地域社会で「生活全般」に関わるものである。そのため、調査の対象や結果や考察（特に海外視察）では小学校以降の論点や機関連携の論点も提示される。

備が進まず、各自治体やひいては各園の自助努力に任される形となっている。現実には障害の種別や程度、行動上の困難さなどによって、入園を断られたりするケースも見られ、さらに、保育所等の入所後に障害や特性があることに気づくことも珍しくなく、その場合には児童発達支援などの療育機関の利用を進められたりすることがある。これらの実態は自治体間や保育所間の格差を生じさせ、日本社会全体としては、インクルージョンの理念の浸透や醸成を阻む一因となっている。

一方、障害のある子どもの生活について限定して言えば、日本では学齢期においては通常学級、特別支援学級、特別支援学校が分離して存在しており、就学前の段階においても、保育所等ではなく児童発達支援などの専門機関にのみ通わなければならないような実態も存在する。この実態は、子どもの特性は様々で、その濃淡は連続的であり、実際のどこかに線が引けるものでもない。障害の種別や程度によって早期から分離されることなく、障害の有無に関係なく多様性を持つ子ども同士が理解しあえる場が喪失し、それが、障害の有無を含めた「差異に基づく排除」を生みやすいといった現代社会の問題を生む結果となっている。また、障害のある子どもの分離は子どもの権利の基本原則及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）で禁止している差別ともつながる。とりわけ、障害のある子どもを分けて生活させることは、多様な子どもたちが共に過ごし、育ち合うことを妨げ、インクルージョンが目指す「共に生きる社会＝共生社会」の実現に向けた基盤を搖るがすことになりかねない。

さらに、子ども一人ひとりはかけがえのない存在であることは疑いようのないことであるが、「能力主義」(Ableism: エイブリズム)²による根強い偏見や差別が残っているのも現状である。「能力主義」とは、社会が「健常な状態」や「ノーマルな身体・精神の状態」を基準・標準として捉え、その基準に合致しない状態（すなわち障害や多様な能力）を二次的、または異常なものと見なす価値観を指す。このような能力主義的な価値観が、障害のある子どもを「異なる存在」と見なす土壤となっている。

インクルーシブ保育は、こうした価値観から脱却し、子ども一人ひとりの尊厳と多様性を尊重するための取り組みであり、重度の障害や医療的ケアが必要な子どもも当たり前の存在として同様に語られるものである。

加えて、ユネスコのガイドライン（2005、2009）では、インクルーシブ教育とは「人間の多様性を尊重し、教育における排除をなくして、すべての学習者のニーズに対応するプロセス」と定義しているように、制度に子どもを合わせるのではなく、子どもに制度や支援を合わせていくプロセスが重視されている。多様な価値観のもと、子ども一人ひとりに合わせてどう育していくのか、心の成長をどう育んでいくか、そして、子ども同士の育ちとはどういうものなのかを同時に論じる必要があることも併せて強調しておきたい。

2. 本研究におけるインクルーシブ保育の基本的方向性と問題提起

本研究におけるインクルーシブ保育の基本的な方向性は、障害のある子どもと障害のない子どもが、最

² Ableism: エイブリズムの日本における定訳はなく「能力差別主義」（後藤, 2021）または「健常主義」とも訳されている。また、能力主義の例として、「障害がある=劣っている」という先入観や、無意識の偏見による、障害を持つ人に対するネガティブな評価や行動である。他にも障害を持つ人に対する過剰な同情や、逆に「治すべき対象」としてのみ認識する態度も、また能力主義的な見方があげられる。

大限、同じ場で一人ひとりの育ちを前提に共に育ち合うことを目指すことである³。そのためには、単に同じ空間を共有するだけでなく、誰もが安心して育ち合える保育環境や支援の在り方を探ることが求められる。同じ場で共に育ち合うにはどのような保育を行えば良いかを追求するとともに、個別の発達ニーズのあるこどもに対しては、将来の自立と社会参加の姿を見据えて、発達のニーズに合った環境や支援を提供できる多様で柔軟な保育・教育が求められる。

インクルーシブ保育を推進することは、大前提として「差別」なく、共に「育つ」といった子どもの権利を守ることが重要となる。しかし、障害のある子どもの受け入れ数は増加しているものの、日本の就学前教育におけるインクルーシブ保育は、施設ごとに受け入れ状況や支援体制に差があり、また、障害児保育や統合保育などとの概念的な混同も見られ、「インクルーシブ保育」としての共通理解や、理念に即した具体的な保育方策の確立には至っていないのが現状である。例えば、職員確保を含めた受け入れ体制の不備や業務量の増加、障害のある子どもへの支援に関する専門知識の不足や、それを補うための研修機会の不足などが課題となっている。そのため、保育現場では、障害のある子どもへの適切な支援が難しくなることや、逆に障害のない子どもへの配慮が手薄になるというジレンマに直面している。また、保育所等の設備が、重度の障害のある子どもや医療的ケア児のニーズに十分に対応できていないこともあり、重度の障害のある子どもの受け入れが進んでいないなど、障害の種別や程度、支援体制の不備等によって、望んでも入所できない現状もある。

平成30年の改正児童福祉法により各自治体には障害福祉計画の策定が義務付けられ、現在、児童発達支援センターの整備が始まり、障害のある子どもの支援体制の強化が進められている。ただし、障害のある子どもの支援体制の整備が進む一方で、「障害のある子どもは児童発達支援で対応するべきだ」といった、共に過ごす生活者としての視点を欠いた制度運用がなされるおそれがある。こうした動きは、能力主義的な価値観に基づく分離の強化につながる可能性がある。児童発達支援との併行利用においては、園の方針との違いや連携が不十分であることなどから、保育所等での障害や特性に応じた対応方法や園全体のインクルーシブ保育の質が高まらないことにもつながっている可能性がある。令和6年の改正児童福祉法では児童発達支援センターに地域支援の中核機能の発揮などの役割が明記されたが、専門機関との連携やアウトリーチ型の後方支援を受ける機会の増進はこれからである。

また、現在、障害児保育補助事業は一般財源化されていることから、自治体の裁量で取り組みに格差が生じやすく、実際、加配職員の配置基準など支援体制の整備状況により、必要な支援が受けられない地域も存在するなど、地域差が課題となっている。インクルーシブ保育の推進には、自治体が明確な責任と方向性を持ち、積極的にイニシアティブを発揮できる制度的仕組みの構築が求められる。

現代社会において、インクルージョンの推進は極めて重要な課題として認識されている。国際的な「子どもの権利条約」や「障害者権利条約」の理念に基づき、障害の有無にかかわらずすべての子どもが共に育ち合う環境の整備が求められている。日本においても「子ども基本法」や「子ども大綱」などの法制度を通じて就学前の時期に限らずインクルージョンの実現が推進されようとしているが、現場では多様な課題が存在し、その推進には依然として多くの障壁が存在する。また、インクルーシブ保育は、目の前の「共に育つ姿」を実現することだけが目的ではなく、むしろその先にある社会のあり方、すなわち、「共

³ 重度心身障害児や医療的ケア児において、集団で過ごすことが健康上の問題になる場合（感染症のリスクなど）があるため、完全に行なうことは困難であると考えられる。

生社会」の実現を見据えた、価値観とビジョンに基づく取り組みとして捉える必要がある。

3. 研究の目的

本研究では、日本におけるインクルーシブ保育に関する現場の課題を文献等調査、質問紙調査、ヒアリング調査を通じて実態を明らかにするとともに、インクルーシブ保育・教育を先行的に実践している海外の視察調査を通じて国際的視点での示唆を取り入れて、現在の日本のインクルーシブ保育の実態に即したインクルーシブ保育の在り方や推進の方策を整理し、提言することを目的とする。

特に本研究では、障害のある子どもに焦点を当て、その受け入れや支援の実態と課題を丁寧に捉えることから出発し、そのなかで見えてくる構造的・制度的な問題や保育や支援の在り方を通じて、すべての子どもにとって排除や分断のないインクルーシブ保育の在り方について全体的に考察していくことを目的としている。

具体的には、日本におけるインクルーシブ保育の定義をすること、ミクロ・メゾ・マクロの視点で課題を整理し、短期的・中長期的目標の視点も加えて、それぞれのレベルで具体的な推進方策を提示するとともに、政策立案や現場の実践における指針となる取り組みの方向性を示す。保育者の負担軽減や待遇の改善、支援体制の強化、外部機関との連携促進など、実務的な改善にもつなげ、ひいては、障害の有無にかかわらずすべての子どもが当たり前に共に遊び、共に育つ環境が整備され、すべての子どもの差別の解消・権利実現に貢献することを目指す。

引用・参考文献

- 後藤 悠里. (2021). エイブリズムに対抗する実践－香港障害者差別因子条例制定過程を対象として－.
社会イノベーション研究, 17(2), 103-114.
- ユネスコ. (2005) . Guidelines for inclusion: Ensuring access to Education for All
- ユネスコ. (2009) . Policy Guidelines on Inclusion in Education

III. 事業・研究の概要

1. 目標（成果とその公表）

- (1) 保育所・認定こども園の現場の困りごと・ニーズ、外部支援に求めるもの等、保育所や認定こども園においてインクルージョン保育を進めるうえでの現場の実態を把握する。
- (2) 把握した現場の実態や課題について、積極的にインクルーシブ保育を実施している国内園及び海外の実態等も踏まえて、日本においてインクルーシブ保育を進める上での課題を整理し、具体的な解決策（制度上の変更を含む）を提言する。
- (3) 上記内容を国や関係者が参加するシンポジウムにて広く報告するとともに、議論を深める。
- (4) 研究成果を提言書の形でまとめ、日本財団及び国（こども家庭庁）に提出する。

2. 研究の構成

本研究では、下記 6 つの調査・考察及び提言を行う。

[1] 文献調査

- ・既存の統計調査や障害のある子どもの保育の実態等に関する既存論文等から「インクルーシブ保育」の課題を整理する。また、既存論文等も参考に、「インクルーシブ保育」の定義化を試みる（研究の前提となる操作的定義）。

[2] 質問紙調査

- ・質問紙調査を通じてインクルーシブ保育の実施状況と課題を調査する。具体的には、障害のある子どもの保育の実践状況、保護者の参画、保育者の専門性向上、後方支援（外部支援）などの実態の結果から、インクルーシブ保育の促進要因と阻害要因、課題を明らかにする。

[3] ヒアリング調査

- ・インクルーシブ保育の実践を視察及びヒアリングすることにより、インクルーシブ保育の具体的な好実践例を収集するとともに特に促進要因を把握する。

[4] 海外観察調査

- ・インクルーシブ保育・教育の先行国であるイタリアおよびスウェーデンの実地調査及び行政関係者等にヒアリングを行い、これまでの取り組みの実際について把握する。また、海外の背景の違い等も踏まえつつ、日本におけるインクルーシブ保育推進のプロセスや具体的な方策について整理する。

[5] 総合考察

- ・調査 1 から 4 の結果を踏まえて、日本におけるインクルーシブ保育の推進に向けた課題と具体的な手立て等について考察する。

[6] 提言

- ・ミクロ・メゾ・マクロのそれぞれのレベルでの取組及び短期・中長期的視点での取組について政策提言を含めてとりまとめ、提出する。

3. 倫理的配慮

本調査研究においては、調査対象施設および調査対象者のプライバシー保護ならびに個人情報の適切な管理に十分配慮し、収集したデータは統計的分析および研究目的にのみ使用した。調査はすべて任意参加とし、対象施設および対象者の意思を尊重したうえで実施した。質問紙調査では、同意が得られた場合に限り回答を依頼した。ヒアリング調査においては、録音やメモなどの記録手段による記録を行い、調査で得られた情報は報告書および関連資料の作成にのみ使用することを事前に説明した。また、基礎情報（公私の別、施設種別、施設名、所在地）、報告書の記載内容は施設の確認を得た上で記載を行った。

4. 研究の実施概要

1) 研究会の開催

- (1) 時期 : 2024年4月～2025年3月 (4回)
- (2) 場所 : 東京、オンライン
- (3) 参加者 : 14名 (障害児、保育、制度等の関係分野の有識者)
- (4) 内容 : 保育におけるインクルージョン推進の方策について、調査結果の解釈や課題の整理、具体的な提言等の検討

研究会検討委員名簿（敬称略）

名前	所属	備考
柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部 特任教授	座長
古渡 一秀	学校法人まゆみ学園 理事長	
北川 聰子	社会福祉法人麦の子会 理事長	法人代表
村松 幹子	社会福祉法人東益津福祉会 たかくさ保育園 園長・全国保育士会 会長	
藤井 康弘	一般社団法人共生社会推進プラットフォーム 理事長	
高橋 俊之	(株)日本総合研究所 特任研究員	
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授	
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長	
小野 善郎	おのクリニック 院長	
田中 栄至	社会福祉法人六方学園 業務執行理事 公益財団法人日本知的障害者福祉協会政策委員	
松井 剛太	香川大学教育学部 准教授	
米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長	
内田 治代	社会福祉法人興望館 特別支援教育コーディネーター	
村木 厚子	全国社会福祉協議会 会長	オブザーバー

研究会の実施状況

回	時期	検討内容
第1回	6月13日（木） 18:00-20:00 ハイブリッド（東京/Zoom）	・事業実施概要の説明 ・本調査研究全体の概要・進め方の確認 ・アンケートの調査項目案の提示・検討・方針決定
第2回	9月17日（火） 18:00-20:00 ハイブリッド（東京/Zoom）	・アンケート集計結果（速報）の確認 ・ヒアリング実施概要、対象先の検討 ・海外視察について
第3回	11月12日（火） 18:00-20:00 ハイブリッド（東京/Zoom）	・海外視察の報告 ・アンケート調査のまとめ、ヒアリング調査の確認 ・報告書、提言等についての内容確認
第4回	1月21日（火） 18:00-20:00 ハイブリッド（東京/Zoom）	・報告書案の作成 ・提言の検討 ・シンポジウムについて

2) 質問紙調査

- (1) 時期：2024年8月～11月
- (2) 方法：オンラインで実施
- (3) 対象：全国の保育所・認定こども園

3) ヒアリング調査

- (1) 時期：2024年11月～2025年1月
- (2) 方法：訪問5件 オンライン2件
- (3) 対象：全国の保育所・認定こども園の中から選択

4) 海外視察

- (1) 時期：2024年10月21日～25日
- (2) 場所：イタリア（ボローニャ市）、スウェーデン（イェーテボリ市）

5) FLEC フォーラム クロージングシンポジウムにて発表

- (1) 時期：2025年3月16日(日)
- (2) 場所：早稲田大学国際会議場 井深大記念ホール
- (3) 内容：本研究の成果及び提言について報告
こども家庭庁担当課長及び本研究会メンバー、学識経験者によるシンポジウム

6) 政策提言書の提出

- (1) 時期：2025年4月
- (2) 内容：研究成果を提言書の形でまとめ、日本財団及び国（こども家庭庁）に提出

5. 調査結果および提言の概要（要旨）

文献等調査結果

インクルーシブ保育は人権・尊厳を守るため

国連障害者権利委員会の統括所見（2022.10）では、日本は既存の法律を見直し、障害のあるこどもが一般の保育制度を完全に享受できるよう、ユニバーサルデザイン（基礎的環境整備）と合理的配慮の措置が必要と指摘

インクルーシブ保育の概念や理念の理解は不十分

我が国には、「インクルーシブ保育」の定義がなく、理念や背景が共有されていない（障害児保育や統合保育との混同、障害児専用の支援のほうが、より良く育つという能力主義的な理解など）

「インクルーシブ保育」という用語は、保育所に児童発達支援の併設、兼務や交流を推進するための基準緩和通知（2022）で初めて使用

インクルーシブ保育の進めるうえでの障壁が存在

障害児の受入園及び児童数は増加しているが、入園拒否も未だ存在

受入困難の理由は、人員不足、物理的環境の問題、専門性のなさ、関係機関との連携不足、制度的制約、自治体の支援不足など

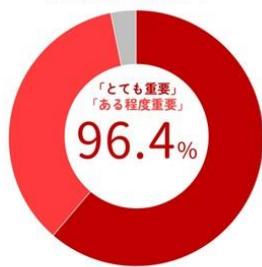
本研究におけるインクルーシブ保育の操作的定義

「インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべてのこどもが一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの」

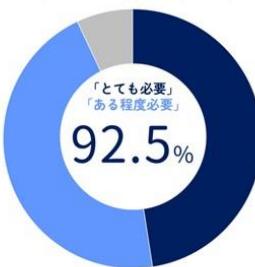
質問紙調査結果

・全国保育協議会・保育士会、認定こども園連絡協議会・全国私立保育連盟を通して依頼
・WEBまたはメールにて回答　・回答数565園

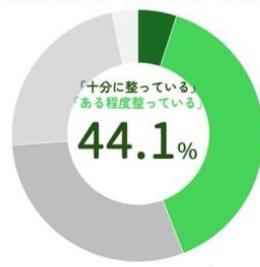
インクルーシブ保育を進めていくことは
重要だと思いますか？



障害のあるこどもと、ないこどもが
共に過ごすことは必要だと思いますか？



障害のあるこどもや特別な配慮が必要なこと
の保育体制はどの程度整っていますか？



インクルーシブ保育を進めていく重要性

一人一人に合わせた保育を考えるきっかけとなる
62.0%

障害のあるこどもと、ないこどもが共に成長する機会が増える
50.1%

共生社会の実現のために必要な経験を幼児期から積むことができる
41.8%

社会の多様性の理解を深める
38.0%

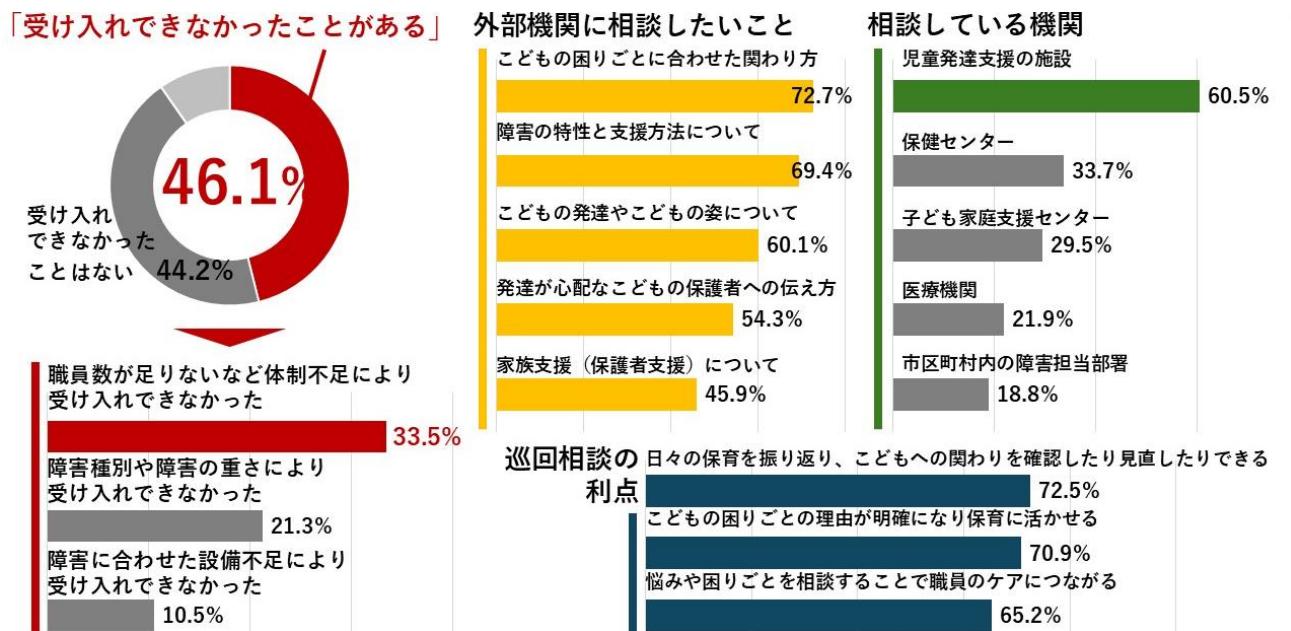
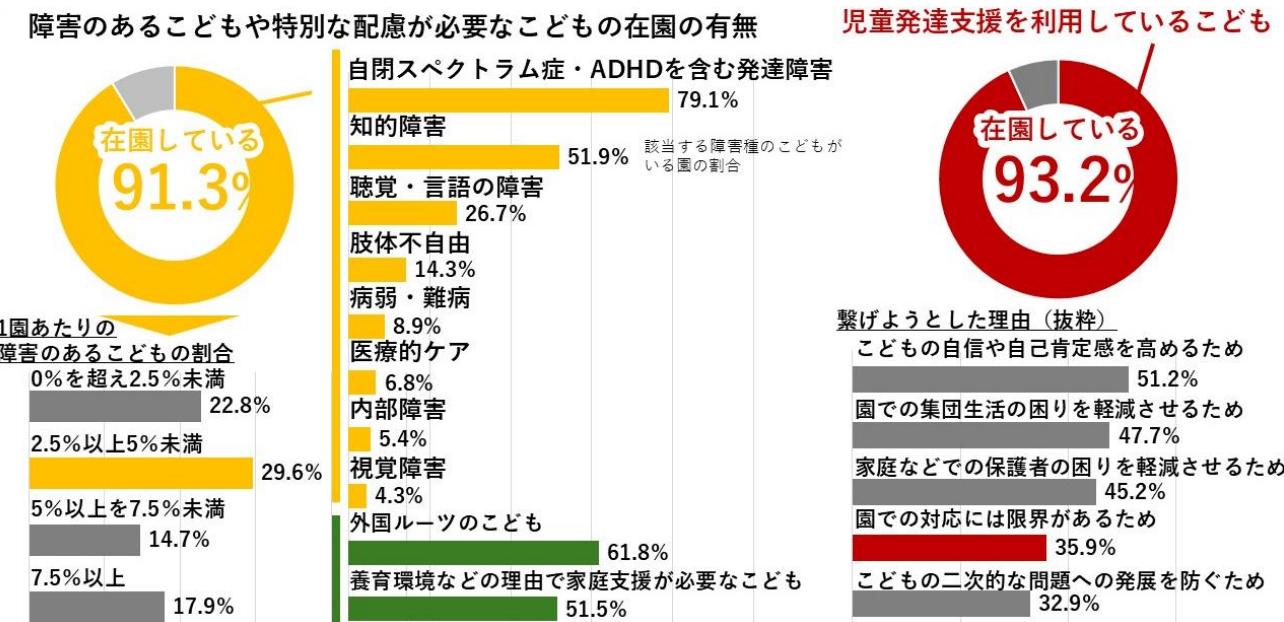
園全体で取り組んでいること

すべてのこどもが安心して生活でき、遊びこめる環境を作る
71.5%

個別に関わるための職員を配置する
58.9%

保育者を孤立させないように、チームで保育をする
54.8%

どのこどもにも関わりが不十分にならないようにする
51.0%



障害のある子どもの保護者にとって

※保護者の回答ではなく、園が感じていること

良かったこと

子どもが園での生活を楽しんでいる姿を見て
安心した（不安や心配が軽減された）

78.9%

保護者の子育てへの不安が和らいだ

43.8%

保護者同士の関係性が深まり、支え合う姿が増えた

18.2%

課題感

他の子どもとの違いが目立ち、
保護者が不安を感じてしまうことがある

44.0%

保護者が他の保護者と適切な関係が築けず、
結果として孤立してしまうことがある

14.7%

○インクルーシブ保育の良さ（自由記述より）

「他者を思いやる力・優しさが育つ」「多様な人間関係から学び合いを得る」「子ども同士が異なる背景を持つことで、自然と多様性を理解し、共感する力が養われる」

「一人ひとりの子どもを丁寧に見ることが、結局は全体の保育の質を高める」「保育者が多様な子どもたちと接する中で、専門的な知識や対応力が自然と身につく」

○日常の課題感（自由記述より）

「日常業務に追われて研修・勉強の機会が確保できない」「専門性を高める時間がほしい」「実際どう進めればいいのか方法がわからない」「研修や公開保育など模範事例の共有がもっとほしい」

「十分な設備がない（静かなスペース、クールダウンスペース、ホールなど）」「加配認定・補助金制度の限界」「年度途中で障害が判明しても人員が増やせない」「現状の加配制度では到底足りない」

「それぞれに応じた対応を行うには、さらに専門性や人的リソースが必要になり、保育士への負担感が大きくなる」「幼児期にはある程度実践できても、小学校に進学した途端に厳しい現実に直面」

質問紙調査結果（課題整理-抜粋）

保育現場・子ども・家族との直接的関係：ミクロの視点

支援の前提となる「子ども理解」と個別支援の難しさ：多様な背景があることをじっくりとみる余裕がない。特性に応じた専門性を得られるの不足：子ども一人ひとりにあわせた関わりには学びの機会が必要。

遊びや生活の中での子ども同士の関係づくりの難しさ：多様な背景がある子どもの関係をつくる難しさがある。

保護者との連携と信頼関係の構築：保護者の困りに合わせた情報共有や相談体制の工夫が必要。

業務量が多く職員間連携が確保の難しさ：人員不足・外部機関の後方支援の不足から、業務負担が大きい。

保育者の精神的負担が大きい：精神的負担への保育者のメンタルサポートやチーム支援が必要。

子ども観や保育観の変革の必要性：多様性を育む恒常的な取り組みが不足している。

保育施設・組織運営・地域との連携：メゾの視点

施設整備・物理環境の格差：クールダウンスペースやバリアフリー設備などの整備が進まず、受け入れが制限される場合がある。

チーム保育と多職種連携の実践と限界：保育者が協働し、子ども一人ひとりにあわせた保育ができる。

就学移行における情報連携の難しさ：就学先と情報の引き継ぎがうまくいかないことがある。

職員の雇用の不安定さと人材確保の困難：職員の交代や非正規雇用の偏りが、専門性の蓄積や障害のある子どもの個別対応を妨げている。

家族支援とピアサポート、地域コミュニティの整備不足：保護者が障害受容に葛藤を抱えたり、保護者間の情報共有やピアサポートの場が不十分で、保護者の孤立感に繋がっている。

児童発達支援・保育所等訪問支援との連携、並行利用の課題：児童発達支援の施設との方針の違いや情報共有不足が、支援の一貫性や子どもの生活リズムに影響を及ぼしている。

保育所等訪問支援や巡回相談の頻度と質の不足：外部機関の後方支援の不足がある。

ヒアリング調査

インクルーシブ保育に積極的に取り組む保育所又は認定こども園を訪問またはWebによる聞き取り

「全てのこどもが大切」という視点：インクルーシブ保育の理念の確立と実践

子どもの視点、ユニバーサルな保育環境

- ・ こども視点で行事の見直し、動線等、保育環境の見直し、こどもが自ら気づき・考え行動する保育、配慮は環境と関わりの中で検討)

柔軟性のある保育

- ・ 異年齢保育、自由保育、子どもの声を聴き全てのこどもが楽しめる遊びやルール変更、一人ひとりのペースややり感・特性に合わせた生活空間、視覚提示等の工夫等)

保護者との日々の連携、卒園保護者によるピアサポート等

チーム保育（頻繁で丁寧な情報共有、児童発達支援（併設含む）との連携・協働・共用）

園内研修（保育の質等）や事例検討の積み重ねによる研鑽、地域との繋がり・・・など



日本にもインクルーシブ保育の素晴らしい実践がある

海外視察調査：イタリア



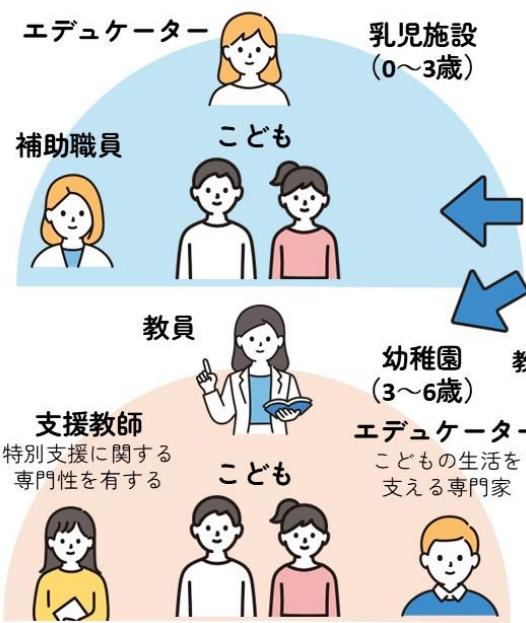
1977年と1992年の法律に基づき、障害のあるこどもは地域の学校に通うことが原則となり、特別支援学級は廃止され、特別支援学校もわずかしかない。

義務教育段階のインクルージョン 視察を行ったボローニャ市では就学前においてはほぼ100%のこどもがともに過ごしている。※集団で過ごすことが本人の健康を害さない場合などを除いて



インクルージョンの理解、価値観	<ul style="list-style-type: none">・アイデンティティ、自律性、市民性を育む・子どもの権利：すべての子どもの多様性を受け入れ、必要性に応じた配慮・子ども中心の教育観、好奇心、探究心、創造性を育む教育、遊びを中心とした教育
経緯	<ul style="list-style-type: none">・社会的な平等や人権への深い意識と、多様性を尊重・1970年代からインクルーシブ教育が進められ、一般的のクラスで共に学ぶことが標準化
クラス規模 職員配置	<ul style="list-style-type: none">・クラスサイズは20名（通常は25名程度）・教員比率は、1クラスあたり教員1、補助教員2~3、教育士1~数名、状況でアシスタントも・市に教育コーディネータ、療育専門職
質の向上	<ul style="list-style-type: none">・「幼稚園のための指針」などに規定・「身体と運動の発達」「言語・コミュニケーションの発達」「感情と社会性の発達」「創造力と表現の発達」を重視、芸術教育も重視
課題	<ul style="list-style-type: none">・スタッフの不足と専門性の不足・予算と財政負担（環境の未整備や教材等）・地域格差、労働環境（過重労働、社会的地位等）、家族連携や支援の不十分さ

様々な職種が、クラス全体の支援をチームで行っている



市の行政職員

地域責任者
教育学の専門家
(ペタゴジスタ)



教育コーディネーター
職員のスーパービジョン。ネットワーク構成。



地域保健機構（ASL/AUSL）と国立社会保険機構（INPS）が連携して、子どもの障害の認定や生活の中での支援を実施

地域保健機構
(ASL/AUSL)

国立社会保険機構
(INPS)

保護者

園や学校はASLへの相談に合わせて、保護者にも働きかける



国立社会保険機構
(INPS)

様々なプロジェクトを通して、子どもの多様な育ちを支えている

ボローニャ市での市民プロジェクト

- 「0-3-6 TEATRO (演劇)」
- 「Nidi di Notte (夜の乳児施設)」（幼児教育における音楽体験の促進）
- 「A.G.I.O」（心理運動活動・ウェルビーイングの促進・困難の予防）
- 「自然の中の学校」
- 「Logosプロジェクト」
- 「すべての人のための街 (Una città di tuttie e di tutti)」など多数

Bologna Zerodiciotto
zero
dic1
otto

News Calendario Mappa di Zerodiciotto CR-ESCO Progetti MappaAdolescenti

Bologna Zerodiciotto è il sito dell'Area educazione, istruzione e nuove generazioni del Comune. Qui trovi notizie e progetti sul mondo della scuola e della formazione e gli appuntamenti in città per chi ha da 0 a 18 anni.

iscritti al Canale

Viale Stenio Polischi 1 (フォルトウツィ小学校)

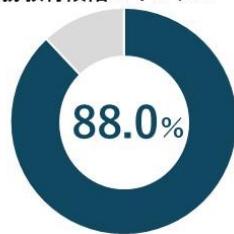


海外視察調査：スウェーデン



「言語と文化は子どものアイデンティティ形成に不可欠である」
プレスクールでは、スウェーデン語だけではなく、子どもたちの母国語も大切にしています。園の生活の中で、多文化の理解を重視し、子どもが母国語とスウェーデン語の両方を発達させるための環境が整えられている。

義務教育段階のインクルージョン



インクルージョンの理解、価値観	<ul style="list-style-type: none">・子どもの権利（人権）の尊重・民主主義の土台（一人の意見を持つ、地域を構成する市民）・違いは多様性を学ぶ資源・子どもを信頼・信用（学び取る力がある存在）・家族の参画の重要性
経緯	<ul style="list-style-type: none">・移民の増加と対応（移民政策としての側面）・保育から就学前のEDUCAREへの転換・プレスクールだからこそその教育目標とインクルージョンの徹底
クラス規模 職員配置	<ul style="list-style-type: none">・クラスサイズは20名まで：活動等は状況に応じてさらにサイズを小さくして行う・教員比率は、20：3・多文化・多言語に対応する補助者を配置
質の向上	<ul style="list-style-type: none">・「就学前のカリキュラム」では、①就学前の基本的な価値とタスク、②目標とガイドラインを規定・SOKA：言語と知識、美的活動も重視
課題	<ul style="list-style-type: none">・外国ルーツの子どものほうが多い地域も・知的障害以外の発達障害の増加への対応・時間のかかる作業であり、常にアップデート

言葉の多様な役割と実践

- ・言葉は「遊び」「学び」「民主主義」「発達」の4つの重要な役割を持つものであり、これは単なる理論ではなく、日々の実践に基づくもの。
- ・プレスクールでは、子どもの社会的・文化的背景を考慮し、一日の活動を通じて言葉を学ぶ環境を提供している。特に教師がそばにいることで、子どもたちの学びがより深く支えられている。

多文化理解

多様な文化を理解することが、子どものアイデンティティ形成に不可欠とされており、カリキュラムでは多文化の重要性が強調し、教育活動に反映させていく。

第一母国語と第二言語

すべての子どもが母国語と第二言語を発達させる権利を持つという理念をもとに両者を発達させられる環境を提供している。また、「日常会話」と「文字や文章」の両方の成長が促進されるよう支援が行われている。

図書館との連携・

園内図書館の設置

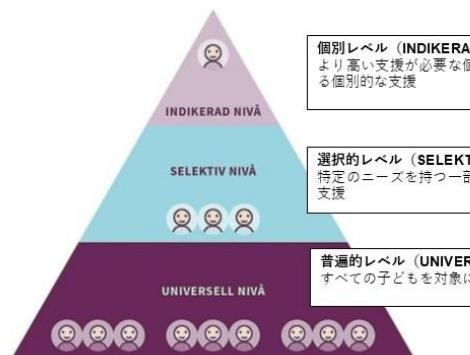
子どもが本と自然に親しむ環境を提供するため、図書館と連携した取り組みが行われている。

保護者との協力

保護者に母国語で絵本を読むことを奨励しており、家庭での学びが園での教育と補完し合う仕組みが整えられている。

ユニバーサルな支援・早期の支援を基礎としたインクルージョンの実現

- すべてのこどもが利用しやすい学習環境で学べるようにする。
- ・ 小児保健サービス、福祉サービス、その他の医療提供者との緊密な連携



海外視察調査：海外の視察からみえること

① 政策としてのインクルージョンの原則

- ・保育・教育におけるインクルージョン推進の法的規定（方針の明確化）
- ・財源及び人材（役割、資格、研修体制等）の保障



② インクルージョンの社会的価値観の浸透

- ・インクルージョンは民主主義の土台をなすものという根底・理念
- ・社会全体で多様性を受入れ尊重することの推進、能力主義からの脱却
- ・ICFの生活モデル、社会モデル、人権モデルの正しい理解と実現

③ 基礎自治体によるインクルージョンを含む保育の質の責任

- ・自治体によるイニシアチブの発揮（認定～支援計画・加配、研修、PJ等）

④ 園による自治と責任

- ・園長への裁量権付与と保育の質の向上に関する責任（行政と協働等）

⑤ 複数の専門スタッフによるチームアプローチ

- ・遊び中心の保育、言語教育等、PEIによる日常保育の中での特性配慮支援
- ・教員、教育士、特別支援コーディネータ等多職種が連携するチーム保育

⑥ 継続教育・専門性向上の取り組み

- ・専門機関による専門トレーニング、継続的な研修や資格維持プログラム等

総合考察：日本におけるインクルーシブ保育推進に向けた課題整理

①社会的理解と啓発：インクルージョンの理念が確立されていない

- ・ 育つ権利や障害・特性を多様性、尊厳と捉える人権意識の社会的風土の構築

②制度面や行政との連携：制度の分断や行政責任の不明確さ

- ・ 制度の分断・縦割りにより、行政責任の所在の不明確さや、類似施策の混在による複雑さの解消
- ・ 支援内容、加配の判断といった支援プロセスの基準の明確 ※現在は基礎自治体に任されている

③物的・人的環境の整備：障害や特性に配慮した保育環境の未整備

- ・ 安全・安心の場になるような環境や、少人数又は一人で過ごせる空間の確保などの基礎的環境整備
- ・ 一人ひとりの子どもの声を聴き、全ての子どもが楽しめる保育の取組の必要性

④保護者・家族支援

- ・ 個別支援計画（個別の指導計画）や保育内容への保護者の関与・参画の必要性
- ・ 同じ悩みを持つ保護者との交流（ピアサポート）を充実や、悩みや不安を率直に話せる場の構築

⑤人材の確保と専門性の課題

- ・ 障害のある子どもへの配慮や保護者支援を含むインクルーシブ保育の幅広い研修機会の強化
- ・ コーディネーター役を担う中堅・リーダー層の育成の必要性
- ・ 保育者が安心して働き続けられる地位や待遇への改善

⑥就学先との連携や長期的な見通しのもてなさ

- ・ インクルーシブ教育は進んでいるとは言い難い（分離教育の進行）
- ・ 就学前から学齢期までを見通した支援の連携体制の構築が必要

▶ 一方で、海外の取組と同様の素晴らしい実践が日本に存在している

提言：こどもたちの未来に向けて

共に育つ権利を剥奪しない共生社会の実現を目指すためのスタートアップとしての 「インクルーシブ保育」の実施

すべての子どもが同じ場所で共に育ち合うことを原則とする方針の明示

- ・ 共に育ち合うことの権利に基づく価値観、理念の確立、方針の決定
- ・ 障害のある子どもの人権モデルに基づく価値観の定着
- ・ 「障害児保育」からすべての子どものWell-beingのための「インクルーシブ保育」へ

障害児施策と子ども・子育て支援の制度分断を解消

- ・ 障害児支援と子ども・子育て支援との融合（制度の一元化）
- ・ 障害児支援における障害のある子どもの生活の場の見直し・廃止

発達ニーズに的確に応える環境や支援を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備

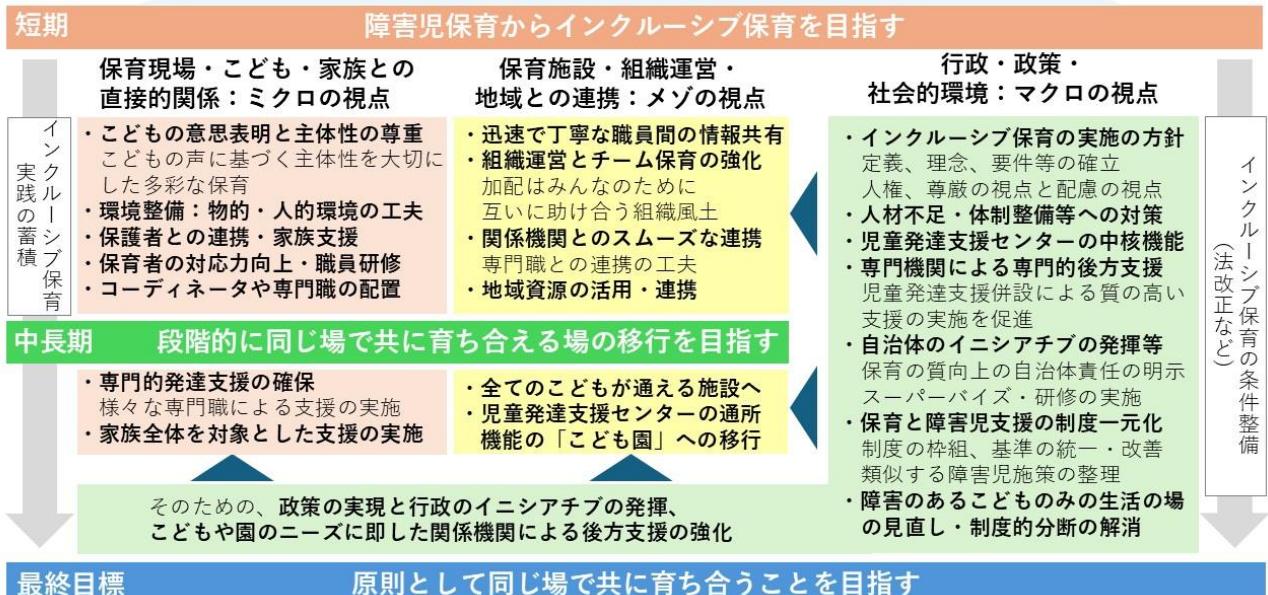
インクルーシブ保育の好事例の蓄積と後方支援の強化

- ・ 障害のある子どもを含むすべての子どもが楽しめる保育実践の収集・発信・後方支援
- ・ 障害のある子どもを含む支援が必要な子どもの環境・配慮実践の収集・発信・後方支援

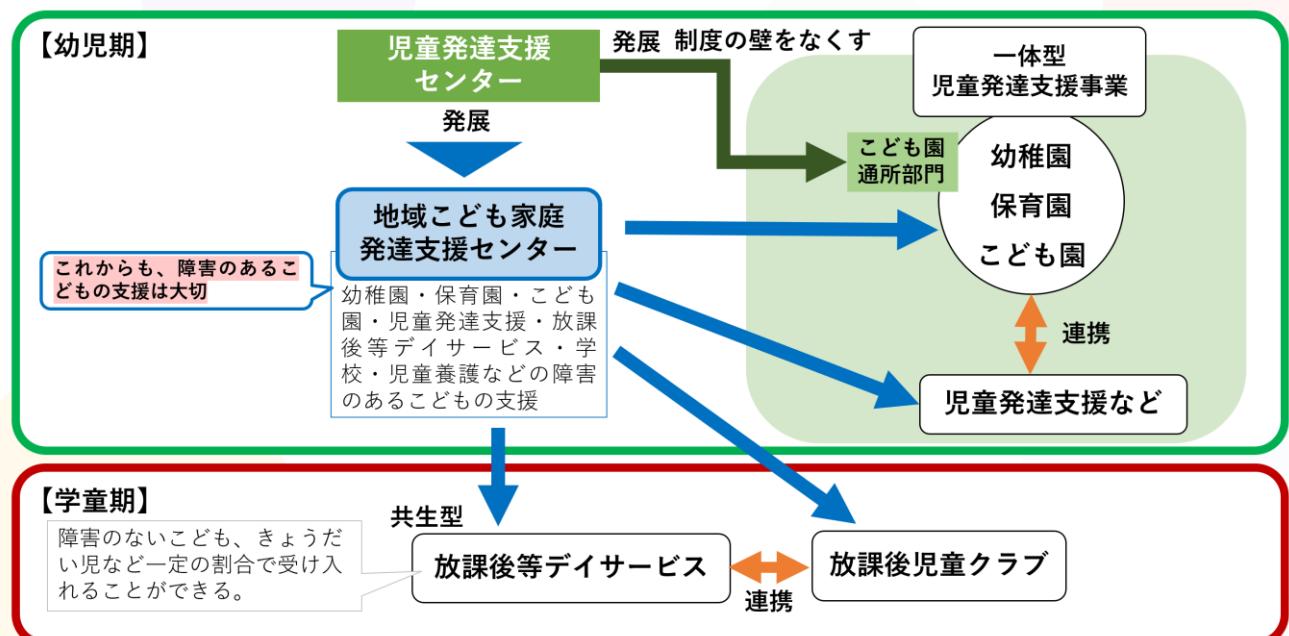
インクルーシブ保育など障害児の共生生活を支える中核機関の創設

- ・ (リ)ハビリテーションを中心とした特定領域に特化した発達支援（＝治療モデル）から保育・生活の中での総合的な発達支援（人権モデル）へ

インクルーシブ保育の実現に向けたロードマップ



今後の在り方・体制整備・制度改革 未来予想図案 「障害のあるこどもと家族が安心して地域で暮らしていくために共生社会を目指して」



IV. 文献調査（インクルーシブ保育に関する前提・先行研究）

1. 目的

国際的な条約や報告書、及び国内の法令・ガイドライン・審議会報告書、並びにインクルーシブ保育の先行研究や統計資料をもとに、日本におけるインクルーシブ保育推進の方向性や課題点を明らかにする。特に本章では、保育施策、障害児支援施策、国際的視点、統計データ、先行研究等を軸に、日本におけるインクルーシブ保育の課題と方向性を多角的に明らかにする。

2. 手続き

関連法令・ガイドライン、各種報告書、統計データ、先行研究文献を精査し、インクルーシブ保育に求められる理念・制度・環境・支援体制に関する基礎的情報を収集し整理する。

3. 結果

（1）日本におけるインクルーシブ保育推進の方向性

本節では、インクルーシブ保育の理念が日本の保育政策・障害児支援施策の中でどのように位置づけられてきたかを整理し、制度的な枠組みとその変遷を明らかにする。特に、障害のある子どもが地域の保育施設で共に育つために必要な支援制度や政策の方向性を確認することで、現場における実践との接続を考察するための土台を提供する。

①保育施策としてのインクルーシブ保育の推進

保育所や認定こども園は、保護者の就労支援だけでなく、子どもの健やかな育ちを保障する地域の拠点である。近年では、多様な子どもたちが共に過ごす場として、インクルーシブ保育の実践が求められている。

○現在の保育所等や保育政策の状況

保育所は、保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な場合に、0歳から就学前の子どもを日中預かる施設である。一方、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず利用できる施設であり、児童福祉法や認定こども園法に基づいて運営されている。これらの施設は、働く保護者や多様な背景を持つ家庭にとって不可欠な存在である。

2015年に施行された子ども・子育て支援新制度は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を提供することを目的としている。この制度では、子どもの年齢や家庭の状況に応じて1号認定（満3歳以上で教育を希望する子ども）、2号認定（満3歳以上で保育を希望する子ども）、3号認定（満3歳未満で保育を希望する子ども）の3つの区分が設けられている。各自治体は、保育施設の空き状況や家庭の事情を考慮して利用調整を行う。また、認可保育所や認定こども園を利用する場合、施設型給付により保育料が所得に応じて軽減される仕組みが整備されており、これに加えて地域子ども・子育て支援事業を通じた一時預かりや子育て相談も実施されている。

現在、障害のある子どもが保育所等に入所を希望する場合、通常の子どもと比べて支援が必要なため選考基準において、障害の重さや必要な支援の程度に応じて点数が加算される場合がある。また、障害に限

らず、特別な配慮や支援が必要なこどもの場合、保育所においても専門的な支援が求められるため、その支援が可能な保育所への優先的な入所が考慮されることがある。これらは、障害のあるこどもや特別な配慮を有するこどもを優先的に入所できるようにするためのものであり、そういった意味では、障害のあるこどもなどを積極的に受け入れ、子育ての負担軽減や支援をしようとしているところである。なお、申請にあたっては、事前に障害に関する診断書や特別な配慮が必要であることを証明する書類の提出が求められることがある。

○障害児保育の加配制度について

保育所等における加配職員制度は、障害児保育や特別な支援を必要とするこどもたちへの対応を充実させるために設けられた重要な仕組みである。この制度は、現在、地方交付税措置を通じて自治体の取り組みを財政的に支えており、障害のあるこどもの保育への参加を促進する役割を果たしている。これらの財政支援は、障害児保育加算や療育支援加算として実施されている。

職員の加配制度は、昭和 49 年度に障害児保育への対応として初めて予算補助事業として導入された。昭和 40 年代は旧障害児通園施設の多くが就学免除や猶予児を対象としていたこともあり、6 歳未満の障害のあるこどもの居場所はほぼない状況の中で、保護者の就労に伴う保育所への通所ニーズが高まってきたという背景がある。保育所における加配制度は、平成 15 年度に一般財源化され、現在も地方交付税を通じて基礎自治体に対して財源が確保されている。この制度は、日本国内で増加する障害のあるこどもや特別な配慮を必要とするこどもたちへの対応が求められる中で進化してきた。

加配職員制度の主な目的は、「障害児保育を含む特別支援が必要な子どもたちへの質の高い保育環境を提供すること」及び「保育士や教諭が個々の子どもたちに適切なケアを行えるよう支援すること」、「保育施設全体の運営効率や質を向上させること」である。特に障害のあるこどもの保育では、一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かい対応が求められる。

加配の対象児は、国が制度を創設した当時は、知的障害や身体障害などであって比較的程度の重い特別児童扶養手当受給程度を対象としていたが、2005 年の発達障害者支援法施行以降、発達障害が法的に位置づけられることにより保育・教育現場での対応の必要性が認識され、2012 年に加配基準の見直しを通して、発達障害や軽度の障害にも必要に応じて加配することが可能となった。

加配職員の担う役割は、「障害児や特別支援が必要な子どもたちへの個別対応」、「主任教諭や主任保育士業務への補助」、「療育支援活動への参加」、「家庭や関係機関との連携強化」となっている。ただ、自治体によっては、加配職員を看護師や心理士等としている場合もあるが、保育士や教諭ではなく介助員だったり、障害のあるこどもの特性に関する知識やスキルがなかったりし、専門性の課題があることも少なくない。加配職員制度では、障害児 2 名につき保育士 1 名という配置基準が標準とされているが、この基準は当時の厚生労働省によって定められたものであり、現在は独自の基準を設けている自治体もある。

こうした加配制度は、障害のあるこどもに対して「分離」ではなく「共に過ごす」環境を支える基盤として、インクルーシブ保育の実現に不可欠な制度である。

○医療的ケア児保育支援事業の概要

重度障害や医療的ケアが必要なこどもにとっても、保育所で共に生活するためには、専門的な支援体制が不可欠である。そのための支援事業として、医療的ケア児保育支援事業が展開されている。

医療的ケア児保育支援事業は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を

要する状態にある児童が保育所等を利用できるよう、受け入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的としている。

医療的ケアを必要とする児童の受け入れに関する施策は、都道府県および市区町村が実施主体となり、対象となる児童は、人工呼吸器を装着している児童をはじめ、日常生活を営むために医療的支援を必要としながらも、区市町村により集団保育が可能と認めた児童である。対象施設には、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、さらには東京都の場合、認証保育所などが含まれる。看護師の配置方法としては、保育所が直接雇用する方法と、医療機関等が雇用した看護師を保育所に派遣する方法の2つが選択肢として設けられている。

さらに、令和5年度補正予算により「医療的ケア巡回型」が創設された。この制度では、自治体が確保した看護師等を必要な施設に巡回派遣することで、効果的かつ効率的な支援を提供する仕組みとなっている。また、医療的ケア児保育支援者の配置に対する補助も行われており、医療的ケアに関する技能や経験を有する者が、管内の保育施設に対して支援や助言を行う役割を担っている。これにより、保育現場における医療的ケア児の受け入れ体制の充実が図られている。

その他の補助内容として、保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修受講を支援し、研修費用や代替職員の配置に係る費用を補助する制度もある。さらに、市区町村における医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン策定や検討会の設置に対する補助も実施される。また、令和5年度以降は、災害対策備品として停電時に必要な外部バッテリーや手動式吸引機等の整備、医療的ケア児とのコミュニケーションを支援するICT機器の補助、さらに車両購入や運転手の雇用、送迎対応の看護師の雇用に対する加算が拡充された。

○インクルーシブ保育の推進としての保育所への児童発達支援の併設の促進と設備・人材の共有

インクルーシブ保育の推進に向けて、保育所と児童発達支援事業所の併設を容易にするための法改正が行われた。2022年12月26日に厚生労働省が「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」という事務連絡を発出し、認可保育所と児童発達支援事業所の併設に関する省令の改正と施行を全国の保育主管課および障害児支援担当課に通知した。この改正により、保育所が児童発達支援事業所を併設することが容易となり、保育所設備の共有や保育士の柔軟な兼務（配置）が可能となった。保育所から切り離されることなく障害や特性に応じた発達支援を享受することができ、また、これまで以上に障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に育つ環境の整備が進められることになった。

さらに、2023年4月1日からは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）を踏まえ、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件」（令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）が施行された。この法改正により、保育所や認定こども園が児童発達支援事業所の併設を進めることが期待され、実際に増加している。障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備がさらに進められることが期待されるが、一方で、入所児童が減っている保育所等が運営安定化を目指し参入している、もしくは、保育関係雑誌にお

いて経営コンサルティング会社などが同様の趣旨で併設を指南している例も散見され始めており、このような動向は、制度上の併設が理念としてのインクルーシブ保育を実現するためではなく、運営上の合理化手段として使われることで、理念の形骸化を招く懸念もある。

○「こども大綱」（令和4年）におけるインクルージョン推進に関する記載

日本は、すべての子どもが心身の状況や環境にかかわらず、その権利が等しく擁護され、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。その実現に向け、「こども大綱」では、障害のある子どもや発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加と包容（インクルージョン）を推進することが明記されている。具体的には、保育所等におけるインクルージョンの推進や児童発達支援センターの機能強化、巡回支援の充実といった地域における支援体制の強化が掲げられており、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが安心して共に育つことができる環境づくりを進めることができることが求められている。また、幼児教育・保育の質の向上を通じて、障害のある子どもや医療的ケア児など、特別な配慮を必要とする子どもを含むすべての子どもの健やかな成長を支えることの重要性が強調されている。

○こども家庭庁「保育政策の新たな方向性」（令和6年）

全国どこでも質の高い保育が受けられる社会の実現を目指し、令和6年12月20日に「保育政策の新たな方向性」が取りまとめられている。この政策は少子化や地域ごとの課題に対応するため、「保育の量の拡大」を中心としたこれまでの方針を見直し、「地域ニーズに応じた質の高い保育の確保と充実」へと軸足を移している。さらに、すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭の支援を目的とし、保育人材の確保やテクノロジーの活用による業務改善を推進することで、制度の持続可能性を高めることを目指している。

第一に、「地域ニーズに応じた質の高い保育の確保と充実」が求められている。待機児童を解消するため、各地域の課題を分析し、計画的な施設整備や保育体制の強化が進められている。特に、人口減少地域では保育施設の統廃合や多機能化が推奨され、地域に根ざした持続可能な保育体制の整備が進行している。また、保育の質を向上させるために職員の配置基準を見直し、年齢ごとに適切な人員配置がなされるよう改善が図られている。加えて、虐待や不適切な保育の防止、事故への対応力を高めるため、安全性の確保も重視されている。

第二に、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組みの推進」が強化されている。「こども誰でも通園制度」が導入され、就労要件に関係なくすべての子どもが保育を受けられる環境が整備されつつある。また、障害のある子どもや医療的ケア児の受け入れを強化するほか、病児保育や延長保育の拡充を通じて、多様なニーズに対応する保育体制が構築されている。家庭や地域に対する支援にも力が入れられており、保護者への相談支援や子どもの居場所づくりを進めることで、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが整備されている。

第三に、「保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善」が重要な課題として位置づけられている。保育士の待遇改善を進めるとともに、柔軟な勤務環境を整備することで、離職者の再就職や職場復帰を促進し、保育現場で活躍できる人材を増やしている。また、テクノロジーを活用することで業務の効率化が図られており、計画管理や保護者との連絡、登降園管理のデジタル化が進められている。こうした取り組みによって、現場での負担軽減と保育の質の向上が期待されている。これらの政策動向は、イン

クルーシブ保育の制度的支柱となる可能性がある一方で、実際の現場における課題にどう応えるかという観点から、より具体的な施策の検討が求められている。

②障害児支援施策におけるインクルージョンの推進

就学前の障害のあるこどもへの通園施策は、昭和 45 年（1970 年）施行の改正児童福祉法で知的障害児通園施設が制度化されたことに始まる。当時は、障害のあるこどもの支援と言えば、主に入所施設だったが、一部の自治体や民間で通園による支援を実施していたことや、学齢の障害をもつこどもが日中の教育や支援を受ける場がなかったことなどから通園施設の制度化が実現した。ただ、制度開始時は、障害のある学齢児は義務教育の対象から外され、就学免除・猶予となっていたことから、通園施設の利用対象を 6 歳以上の学齢児に限定していた経緯がある。6 歳未満の障害のあるこどもの通園先はなかったが（一部の通園施設では 6 歳未満も受け入れていた）、保護者の就労ニーズの高まりとともに、一部の保育所では保護者の負担軽減と子育て支援という観点から加配等の制度のない中で障害のあるこどもを受け入れが拡大していった。昭和 54 年からの養護学校義務化により障害のある学齢児は義務教育を受けることが原則になったことから、（旧）障害児通園施設の対象は、現在の児童発達支援センターと同じく 6 歳未満の障害のあるこどもになり、早期療育の場として位置づけられた。なお、同時期の昭和 45 年には先述の障害児保育事業が開始されている。

このように、1970 年後半以降は、就学前の障害のあるこどもが通う場所は、保育の場としての「保育所」、療育の場としての「（旧）障害児通園施設」の 2 本立てとなった。その後、昭和 58 年（1983 年）に厚生省が「小規模な障害児通園事業について」という通知で、法に定める障害児通園施設とは別に地域のニーズに応じて自治体が小規模な通園事業を開始できるようになり（委託可能）、未就学児の療育の場は更に拡大した。その後、小規模通園事業は「障害児デイサービス」などの名称変更を経て、学齢期の障害のあるこどもも対象とした幅広い事業として定着していった。なお、昭和 60 年（1985 年）には重症心身障害児通園事業も制度化された。

平成 18 年の障害者自立支援法の施行に伴い、障害児支援の法体系等についても検討が行われた。平成 20 年 7 月にまとめられた「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書では、障害児支援は障害者自立支援法に統合せず、保育所など他のこども施策と同様に児童福祉法に規定する方針が出され、平成 24 年施行の改正児童福祉法で、障害児支援体系の抜本的改編を行い、障害児通所事業は、主に未就学の障害のあるこどもを対象とする「児童発達支援」と、学齢児の放課後や長期休暇中の支援を行う「放課後等デイサービス」に、加えて、保育所などを訪問して支援を行う「保育所等訪問支援」が創設された。

障害のあるこどもの支援は、将来の自立に向けた本人への発達支援と、ライフステージに応じた一貫した支援、家族支援、地域支援が包括的に提供されることが重要であり、できるだけ住み慣れた地域で生活し続けられるようにするという基本的視点が打ち出された。特に、「共生社会」の実現のために、幼少期から共に学び、共に遊び、共に育っていくことが大切であるとし、地域支援が明確にされたことは大きい。その後、平成 26 年 7 月にまとめられた「今後の障害児支援の在り方に関する検討会」報告書では、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮、障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮が明示され、こどもの最善の利益を考慮し、また家族支援を重視しつつ、インクルージョンを進めることが基本理念に盛り込まれ、これは、現在の障害児支援の基本理念として定着している。令和 6 年施行の改正児童福祉法では、児童発達

支援センターに地域における障害のある子どもの支援の中核的役割を担うことが規定された。中核機能の1つには、「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」を果たしていくことが求められており、今以上に保育所や認定こども園などと連携しながらインクルージョンを更に進める役割が期待されている。ただ、現在は保育施策と障害児施策が別立てになっているため、インクルージョン推進に当たっては、慎重に丁寧に相互理解を図りながら進めていくことが必要とされる。

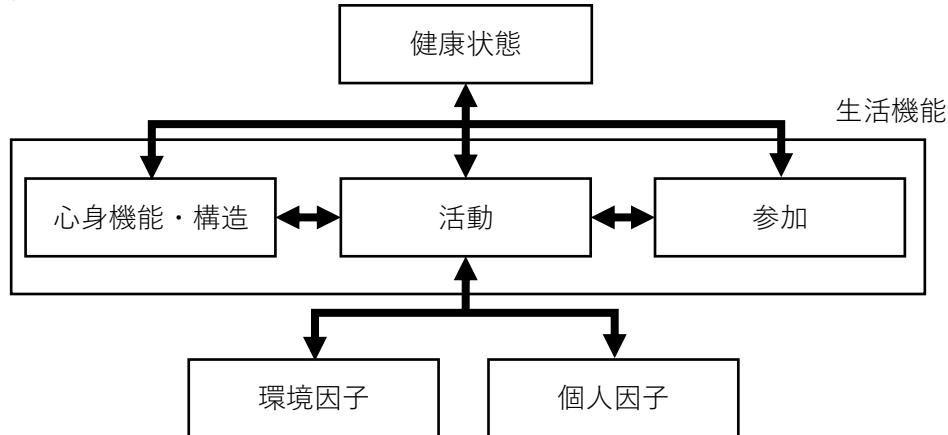
○障害者権利としてのインクルージョンの推進

日本は平成26年（2014年）1月に障害者権利条約に批准した。平成23年にはその前提となる法制度の整備の1つとして障害者基本法を改正して、共生社会の実現を目標とすること、差別を禁止すること、障害者の定義を大幅に改正することなどを行った。特に、障害者の定義については、ICF（国際機能分類：2001年）のモデルに基づき「障害」を機能や程度ではなく生活のしづらさとして捉え（生活モデル）、それを妨げる要因として本人にある心身構造と社会環境との相互作用の可変的な状態（社会モデル）に言及したことの意義は大きい。

インクルーシブ保育の推進にあたっては、ICFモデルは障害をどのように捉えるのかといった重要な視点であり、特性に合わせて環境を整備することが子どもの生活の質を向上させることにつながるという視点を与えてくれる。現場では、環境調整や遊びや活動の工夫を行わずインクルーシブ保育として加配職員を対象児童にベッタリと付け、集団に適応できないときは別メニューをこなすようなことがあるが、このような対応は ICF モデルからみれば異っており、障害のある子どももない子どもも共に過ごしやすい環境づくりや、共に楽しめる保育内容を計画していくことが重要性であることを示唆している。

ICFは、障害の疾病（医学）モデルから「生活モデル」への転換であり、また、障害の「個人モデル」から「社会モデル」への転換である。現在、ICFモデルは「生活モデル」や「社会モデル」の概念を踏まえたうえで、「人権モデル」として障害のある人の人権や尊厳を中心概念においていた捉え方に大きく変化している。障害は取り除くべき悪ではなく、多様性の1つでありそもそも尊重されるものであるという人権意識がベースにある。Lawsonら（2020）によれば、人権モデルは社会モデルによって発見された障壁をどのように除去したら、障害者の尊厳が保たれるのか、その方針や方向性を検討するものとしている。

<ICF モデル>



ICF モデルは障害のある人を理解するうえでのモデルだが、障害の有無にかかわらず、何らかの要因で生活のしづらさを抱える人の理解や配慮の考え方につながるものであり、また、障害のあるこどもや特別に配慮を必要とするこどもを含む保育環境や内容の在り方を考えるうえで多くの示唆を与えてくれるものであり、インクルーシブ保育を推進するうえでの基本概念に置くべきモデルである。

○国連権利擁護委員会による日本における保育等の現状に対する改善勧告（2022 年）

日本の障害児者施策について、2022 年に提出された国連障害者権利委員会の総括所見では、日本は「全ての障害のある児童の完全な社会包容の権利を認識するために既存の法律を見直し、他の児童との平等を基礎として、障害のある児童が幼少期から一般の保育制度を完全に享受することを確保するため、ユニバーサルデザイン及び合理的配慮（特に、代替的及び補助的な意思疎通の手段）を含む、全ての必要な措置を実施すること」と、日本の就学前保育の状況は分離であり、差別であることと強く指摘しており、人権モデルに基づいて、インクルーシブ保育の実現に向けた積極的な取り組みを促している。

現場では、ICF モデルが浸透しておらず、基礎的環境整備（ユニバーサルデザイン）と、個別の合理的配慮の視点と具体的取り組みが共有されていないことも、インクルーシブ保育を推進するうえでの阻害要因となっている可能性がある。そもそも「インクルーシブ保育」という用語は、2022 年発出の保育所と児童発達支援併設に係る基準緩和通知において、初めて公的に使用されたものであり、公的定義が整備されていない。現場では、「インクルーシブ保育」と「障害児保育」「統合保育」との混同が生じており、また、障害のあるこども専用の生活の場のほうが発達するといった能力主義的な評価に基づく認識や、障害のあるこどもは可哀想だからといった温情主義（慈悲）的アプローチがあることも事実である。今後、日本においてインクルージョンを推進するには、人権モデルの浸透が急務である。

加えて、国連の勧告は、就学前の障害のあるこどものみを対象とした総合的・集団支援の形態は差別であるという指摘であり、一般保育におけるインクルージョンの推進だけではなく、障害のあるこどものみを対象とした生活の場が存在する現行制度の見直しを含めて検討することが求められる。

（2）統計資料（行政資料を含む）や先行研究から見えるインクルーシブ保育の実態と課題

本節では、厚生労働省や国立特別支援教育総合研究所などの行政調査、および先行研究の知見に基づき、日本におけるインクルーシブ保育の現状と直面する課題を明らかにする。障害のあるこどもの受け入れ状況をはじめ、支援体制、人的資源、保護者や地域との関係性など多面的な観点から、制度と実践とのギャップやその背景にある要因を把握することを目的とする。

○保育所における障害のあるこどもの受け入れ施設数と受け入れ人数の推移について

障害のあるこどもの受け入れ施設数は年々増加し、障害のあるこどもの割合も増加している。厚生労働省が実施した「子ども・子育て支援推進調査研究事業_保育所等における障害のあるこどもに対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」によると、市区町村別の調査では、公立施設の 72.1%、私立施設の 48.7%が障害のあるこどもを受け入れている。また、保育所等全体では 71.4%の施設が障害のあるこどもを受け入れている。

国立特別支援教育総合研究所が同年度に実施した「保育所、認定こども園、幼稚園における特別な支援を要する子どもの教育・保育に関する全国調査」では、障害のあるこどもの人数比として 5 歳児クラスで最大 4.3%が障害のあるこどもであることが報告されている。さらに、障害の診断のあるこどもを合わ

せた特別な支援を要する子どもの割合は4歳児クラスで最大9.2%に達している。障害の診断の有無にかかわらず、特別な支援を要することもたちが一定数存在することが明らかになっており、保育現場における支援体制の柔軟性と包括性が今後一層求められている。

○特別な配慮が必要な子どもの受け入れ状況

同じく厚生労働省の調査では、保育所等の89.8%の園が「落ち着きがない」、「集団の活動に参加できないときがある」、「生活の場面や活動を切り替えることが難しい」といった問題を抱える子どもを受け入れていることを報告している。具体的には、平均的に「落ち着きがない」子どもが3.48人、「集団の活動に参加できないときがある」子どもが3.38人、「生活の場面や活動を切り替えることが難しい」子どもが3.23人存在しているという。

国立特別支援教育総合研究所の調査でも、障害の診断を受けていないが特別な支援を要する子どもたちにおいても、「活動や場面の切り替えが難しい」、「落ち着きがない・じっとしていられない」、「ルールのある集団遊びが難しい」といった状態が多く見受けられる。

これらの調査結果から、障害のある子どもおよび特別な支援を要する子どもたちの受け入れ状況は、公立・私立を問わず一定の割合で進んでいるが、これらの子どもたちが抱える行動面での課題に対する支援体制の充実が引き続き求められており、特に、生活の場面や活動の切り替えが難しい子どもや、集団活動への参加が困難な子どもに対する具体的な支援策の強化が重要であると考えられる。



保育所等施設数：社会福祉施設調査より（2010～2012は保育所のみ、2013～は保育所等：保育所+こども園）

軽度児童障害児含む受け入れ施設数：障害者白書より

・障害者白書と社会福祉施設調査のデータをもとに作成



児童数（軽度児童障害児含む）受け入れ障害者白書より

1施設当たりの障害児の割合は保育所等在所人数をもとに計算：社会福祉施設調査より（2010～2012は保育所のみ、2013～は保育所等：保育所+こども園）

○保育所への入所が叶わなかった障害のある子どもの有無

障害のある子どもの受け入れについて、自治体の 20.3%で入所がかなわなかった事例があると回答している。その理由として、「保育所の定員が埋まってしまったため」が 41.9%で最も多いが、これを除くと、「障害の重さから入所が難しいと自治体が判断したため」が 38.4%で最も多い。「その他」も同じく 38.4%であり、理由は多岐にわたる。(令和 4 年度「障害者総合福祉推進事業 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」より)

保育園側の理由としては、医療的ケア児の受け入れが困難な状況や、保育所で支援できる人員の確保ができないといった体制の問題が挙げられる。一方、自治体側の理由としては、障害児枠が埋まっていたことや、障害の重さから通所施設を勧める対応が見られた。(令和 3 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」市区町村調査より)

○障害のある子どもの受け入れの難しさ

障害のある子どもの受け入れが困難であったケースがある園は 16.9%であり、その理由として「保育士の数の不足」が 68.3%で最も多く、次いで「子どもの障害の重さ」が 38.9%となっている。この両者には約 30%の差があり、受け入れのための人員不足が大きな要因であると考えられている。(令和 3 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」保育所等調査より)

また、児童発達支援事業所への調査によれば、障害のある子どもの移行支援で保育所や放課後児童クラブ等から断られたことがある事業所は 5.0%であった(※提案したが断られた事業所は推定で 19.8%)。(令和 4 年度「障害者総合福祉推進事業 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」より)

さらに、3 歳以上の未就園児の背景要因に関する研究では、2001 年生まれよりも 2010 年生まれの方が 3 歳での未就園率は低い(18%→8%)ものの、発達の遅れを理由に未就園となる率は高くなっている(オッズ比:1.08→1.37)。これも障害のある子どもの保育所等への移行支援における課題を示している。(令和 4 年度「障害者総合福祉推進事業 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」より)

受け入れにおいて必要な配慮としては、「他の支援施設との連携、ネットワークの構築」「個々の状況、多様なニーズに合わせた支援」「研修等による教育」が 85.0%~89.4%と高い割合を占める。次いで、「職員配置(専門性のある保育士、支援など)」「専門性のある保育体制の確保(保育所等内での委員会設置、外部専門家の活用など)」も高い割合を示しており、それぞれ 75.9%、63.6%である。

のことから、現状の保育所内での人員確保に加え、他の支援施設との連携、専門性のある保育士の確保、専門的な保育体制の整備や研修へのニーズが高いことが分かる。(令和 3 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」)

○障害のないこどもへの影響

インクルーシブ保育を進める中で障害のあるこどもとないこどもが共に過ごすことでの、課題として感じられる点として、最も多く挙げられたのは「先生が障害のある子に手を取られ、十分な保育ができない」という点であり、全回答者中の 20.4%が選び、特にマイナスがあると感じた人の 71.4%がこの項目を選んでいる。次いで、「障害のある子が奇異な行動や乱暴な行動をとることがあるために登園を嫌がる子がいるかもしれない」とする意見が全体の 15.3%、マイナスがあると感じた人の 53.6%から挙げられている。また、「園での遊びや課題に集中して取り組むことができない場面が増える」と「次の活動に移る前に待たなければいけないことが多くなる」という意見もそれぞれ全体の 12.2%、マイナスがあると感じた人の 42.9%が選んでいる。

また、「競争や競技を入れにくくなる」「障害のある子の行動をまねるようになってしまうことがある」「クラスがまとまりにくくなる」などは全体の 4.1%が選んだ項目であり、マイナスを感じた人の中では 14.3%が挙げている。その他、「全員参加の活動の幅や目標の達成が準備に限られてしまう」も同様の割合である（石井, 2009）。

○人員不足

保育士の数が不足しているため、障害のあるこどもへの支援に十分な人手が確保できていないという問題がある。特に、障害のあるこどもを受け入れるには個別のケアが必要で、通常の保育以上の手間がかかるが、そのための追加の保育士（加配保育士）が十分に配置されていない場合が多い。障害のあるこどもの受け入れが困難であったケースが「ある」と回答した保育所等は 1,530 施設（16.9%）であり、その具体的な理由としては、「保育士数の不足」が最も多く（68.3%）、次いで「子どもの障害の重さ」（38.9%）、「医療的ケア児に対する体制不足」（36.9%）、「保育所等での受け入れが難しい障害種別」（33.1%）が挙げられた。（令和 3 年度子ども・子育て推進研究事業「保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」）

これらの結果から、人的資源の不足が障害のあるこどもの受け入れを困難にしている主要因であることが示されるとともに、障害の重さや医療的支援の有無といった要因が制度的な障壁として機能している可能性がある。

○物理的・制度的な制約

保育所の設備が障害のあるこどものニーズに対応していない場合が多い。また、保育所の定員や自治体の受け入れ基準が障害のあるこどもに対して柔軟に対応していないため、受け入れが拒否されるケースも存在する。

○保護者との関係性

障害のあるこどもの保護者が保育所に対して持つ期待と、保育者が提供できる支援との間にギャップが生じることがある。保護者とのコミュニケーション不足や関係性の構築がうまくいかない場合、支援の質が低下することがある。

障害のあるこどもの支援に関して、保育所等と家庭間で意向の食い違いが発生する頻度については、「多くある」「ある」の合計が 21.0% であり、「ほとんどない」「全くない」の合計が 54.8% であった。意

向の食い違いが「多くある」「ある」と回答した保育所等は1,899施設（21.0%）であり、その具体的な場面としては、「保育所等での子どもの様子について情報を共有したいとき」が最も多く（64.0%）、次いで「家庭においても子どもの特性に配慮した支援をお願いしたとき」（52.9%）、「日常の保育での支援方法について要望を受けたとき」（42.0%）が挙げられている。（令和3年度子ども子育て推進研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査）

一方、障害はないが特別な配慮が必要な子どもの支援においては、保育所等と家庭間で意向の食い違いが発生する頻度について、「多くある」「ある」の合計が52.0%であり、「ほとんどない」「全くない」の合計が30.8%と、障害のある子どもの場合よりも多いことが分かる。意向の食い違いが「多くある」「ある」と回答した保育所等は1,495施設（52.0%）であり、具体的な場面としては、「保育所等が専門機関への相談や受診を提案するとき」が最も多く（76.9%）、次いで「保育所等での子どもの様子について情報を共有したいとき」（72.2%）、「家庭においても子どもの特性に配慮した支援をお願いしたいとき」（56.1%）が挙げられている。このように、保育所等では外部機関との連携を探る一方で、保護者との関係から支援に結びつけることが難しい状況が見受けられる。（令和3年度子ども子育て推進研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査）

金・田村（2022）では、保育の一貫性を保つためには家庭との連携が必要であり、家庭でも持続した支援を行うためには保護者との情報共有が重要であると指摘されている。保育者が保育園での様子を保護者に伝えることで、保護者は安心して子どもを預けることができる。このような情報共有は、保育者と保護者が信頼関係を築く上でも重要であるとされている。

○保育者の専門性など

障害のある子どもに対応するためには、特別支援教育や障害に関する専門知識が求められるが、その研修機会や支援体制が十分に整っていないことが指摘されている。その結果、保育者が必要な知識を持たないまま現場での対応に苦慮することが多い状況にある。

気になる子どもの保護者へ支援機関への相談や受診等を促すきっかけとなった具体的な状況として、「言葉の遅れがある」が最も多く（29.6%）、次いで「保育士の指示の理解が難しく、活動に参加できないときがある」（29.5%）、「生活の場面や活動を切り替えることが難しい」（29.5%）、「集団での活動に参加することが難しい」（29.3%）が挙げられている（令和3年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における障害のある子どもに対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」）。これらの状況から、集団場面での保育において対応に苦慮している様子がうかがえる。

加藤・安藤（2013）によると、保育者自身の「自分には理解できない子」という固定観念を改め、1人の「気持ちや想いのある子ども」として関わることが必要である。クラスをまとめる前に、一人ひとりの子どもたちに相互に気持ちが伝わるような関係を築くことが大切である。このように、先行調査により様々な課題が提示されているが、そもそもの保育者や園全体での子ども観の変革が重要であることも指摘されている。

また、富田・根本（2019）によると、インクルーシブ教育の実践を積み重ね、それを皆で共有することが重要である。成功事例や失敗事例を持ち寄り、それらを分析して共有し、それぞれの園で新たな教育計

画や保育活動を構成しながら地道に実践を積み重ねていくことが求められる

河合・小山（2015）は、インクルーシブ保育を実践する保育者が「健常児と障害児を一緒にするために割合や人手を考えなければならない」という難しさを感じていると報告している。さらに、「どの保育者も障害児に対する技術が必要」「障害児担当の先生に任せるとではなく、クラス担任も他の子どもと同様に障害児を見る気持ちが必要」といった意識が見られる一方で、健常児の集団の中に障害のある子どもを「入れる」ことに注力する意識が働き、障害のある子どもと健常児双方への対応の両立に苦悩している姿が垣間見られた。

金・田村（2022）は、インクルーシブ保育においては保育者が専門性を高めるとともに、子どもに寄り添い、その子どもを理解したうえで適切な保育を行うことが重要であると指摘している。これにより、子どもが成長するとともに保護者との情報共有が進み、保護者との信頼関係が築かれる。また、特別な支援を要することもだけを特別扱いするのではなく、他の子どもたちと一緒に楽しめる方法を見つけることが大切であることが確認されている。特別な支援を要することの保育における「知識」は重要であるが、それ以上に保育者にとって大切なのは「子どもに寄り添う気持ち」であるとされている。

加配職員についても、櫻井（2021）によると、加配保育者の多くが非正規雇用であり、保育経験が短いことが課題である。さらに、多数の加配対象児を保育している割合が高く、非正規雇用であるため知識や技術が蓄積されにくい状況にある。

保育者の専門性と家庭との連携のあり方については、実態調査と先行研究のいずれにおいても共通して課題として指摘されており、インクルーシブ保育を実現するためには、保育者自身の子ども観の変革と、家庭との協働体制の構築が不可欠であることが示唆される。

○関係機関との連携不足

障害児保育の質の向上のため、外部有識者の協力を受けている保育所等は「市区町村、児童発達支援センター、巡回相談などを通じてアドバイスを受けている」が87.9%、「保育所等独自のつながりで知り合いの専門家を通じてアドバイスを受けている」が18.8%である。（令和3年度「子ども・子育て支援推進研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」）

自治体による巡回相談の実施状況としては、70.8%の自治体が実施している。ただし、その頻度は1年間で「2回以上4回未満」が39.2%で最も多く、2か月に1回以上の頻度で実施している自治体は17.2%にとどまる。（令和4年度「障害者総合福祉推進事業 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」）

保育所と他の支援機関（例えば医療機関や児童発達支援センターなど）の連携が十分でないことが、障害のある子どもの支援を困難にしている一因である。障害のある子どもの保育においては専門的な知識と協力が必要であるが、関係機関とのネットワークが構築されていないことで、十分な支援が提供されにくい状況にある。

児童発達支援や保育所等訪問支援といった外部機関との連携を図りたいという意向はあるが、自治体

によってはそもそもそのような支援が存在しない場合も多い。例えば、児童発達支援が存在しない自治体は 584 あり、さらに 1 施設当たりの利用者数が多い自治体も多いため、併行通園を進める際に施設の少なさが問題となる可能性がある。また、保育所等訪問支援が存在しない自治体は 996 であり、こちらも 1 施設当たりの利用者数が多く、施設数の不足が課題となっている（麦の子会調べ：WAMNET を用いて調査）。

○併行通園のメリットと課題

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通所しながら保育園等にも同時に所属して併行通園をするケースが多くある。保育園側の調査によると、併行通園を行っている子どもがいる園におけるメリットとして「子どもの実態把握や効果的な支援・指導につながる」が 73% と半数以上に上る。一方、課題として「園との連携や方針が合わないなど関係性が不十分である」が 45.4% で最も多い。また、「子ども同士の関わりの機会や園の行事等への参加に影響する」「子どもへの負担が大きい、生活リズムが崩れる、成長につながっていない」「保護者の理解や支援、関係作り、ニーズへの対応が不十分である」といった具体的な課題も約 20% に上り、事業所や保護者を介した関係性の構築が課題となっていることが示されている。（令和 3 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」）

専門家との連携の課題として、市川・仲本（2021）によると、保育現場の園長や管理職に対するアンケート調査の結果、課題は「専門性の確保」に限らず、「行政との連携」「園の運営」「保護者との関係性」「保育者の確保」「共通理念」「園内連携」など多岐にわたることが明らかにされている。これらの課題がすべて「支援の必要な子どもおよび子ども集団への対応」に影響を与え、インクルーシブ保育の困難や課題として現れている。現場の実態として、保育運営全般に関わる多様な課題がインクルーシブ保育を進めるうえでの障壁となっている状況が浮き彫りとなっている。

併行通園は、子どもの多様なニーズに対応できる柔軟な支援体制として期待される一方で、関係機関との連携や保護者との協力体制が不十分な場合、子どもにとっての負担や孤立を助長する要因にもなり得る。

○自治体からの支援

保育所等から見た市区町村による障害のある子どもの保育に関する支援の充実度について、「充実している」と感じている（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）保育所等は 29.4% であり、充実していると感じている施設は 3 割程度に留まる状況である。（令和 3 年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査」）

また、必要な支援として自由回答を得た 1,589 施設（回答全体の 17.6%）のうち、1,429 施設が具体的な意見を示している。主な回答内容としては、「加配・補助金の充実」「気になる子への支援」「発達検査の早期受診」「保健センター等の健診施設の充実」などが挙げられている。（令和 3 年度「子ども・子育て支援推進研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調

査」)

○まとめ

現在の保育所等は、働く保護者や多様な家庭環境に対応する重要な役割を担っている。しかしながら、インクルーシブ保育の実現に向けて、現行の保育政策および先行研究から明らかとなった課題は多岐にわたる。障害のある子どもの受け入れに関しては、保育士の不足や専門性の課題、医療的ケア児への対応体制の不足が大きな障壁となっている。また、自治体と保育所間の連携不足や、保護者との関係性構築の難しさも支援の質を低下させる要因となっている。さらに、インクルーシブ保育を推進するための施設整備や職員の研修体制の強化が急務であり、現場における実践的な支援体制の構築が求められている。加えて、保育現場において障害の有無にかかわらずすべての子どもが安心して過ごせる環境を整えるためには、物理的・制度的な制約の解消とともに、障害を含むすべての子どもの Well-being とは何か、一人ひとりの声を聴き、それを実現していくための保育はどうあるべきかといった保育者自身の子ども観や保育観の変革が必要である。保育士の専門性向上や加配職員の充実、保育内容や対応の柔軟性の確保、外部支援機関との連携強化など、多方面からのアプローチが不可欠である。

さらに、地域ニーズに応じた質の高い保育の確保と充実を図るために、自治体レベルでの計画的な施設整備や保育体制の強化が重要となる。これらの課題に対処するためには、政策の持続的な見直しと改善、保育士の待遇改善、そして地域全体で子育て家庭を支える仕組みの構築が必要である。インクルーシブ保育の推進は、単に障害のある子どもの受け入れを拡大するだけでなく、すべての子どもが互いに理解し合い、共に成長する環境を提供することを目的としており、その実現には多角的な支援と協力が欠かせないと考えられる。

(3) 先行研究から見られるインクルーシブ保育を推進するための促進要因

前節では、統計データや実態調査から、インクルーシブ保育を推進する上での制度的・人的・環境的な課題が多岐にわたって存在することが明らかとなった。本節では、それらの課題を克服し、インクルーシブ保育をより良く実践するために、先行研究から導き出された促進要因を取り上げ、その特徴と効果について検討する。

○関係性とコミュニケーション

保育者同士の良好な関係性や協働的な風土は、困難な場面での相談や支援の工夫を可能にし、保育の質の向上につながる。また、保護者との定期的な面談や丁寧な情報共有は、家庭との連携を促進し、子どもの育ちを多面的に支える基盤となる。こうした信頼関係は、障害のある子どもを含めた全ての子どもに対する理解と対応の深まりをもたらしている。

○保育方針とリーダーシップ

園の保育方針が全職員に共有され、明確なビジョンに基づいたリーダーシップが発揮されている園では、インクルーシブ保育に関する取り組みが一貫性をもって進められている。特に、園長や管理職が現場との距離感を縮め、職員の意見を取り入れながら柔軟に園運営を行っている場合、保育者の主体性や意欲

を高め、インクルーシブ保育の土台となる文化が醸成されやすい。

○保育者の専門性と成長

インクルーシブ保育推進の重要な要因である。保育者は障害のある子どもの支援に関する豊富な知識を有し、特別支援教育の方法を理解している。また、保育に対する強い想いを持ち、子どもの成長を見守ることにやりがいを感じている。保育者の成長を支援する機会が保障されており、定期的な研修への参加や新しい知識の習得支援が行われている。さらに、園内外の研修に積極的に参加し、研修内容が実践に役立っていることが確認されている。障害に対する知識を有し、各種障害の特性を理解し、障害のある子どもへの支援方法を熟知している保育者が揃っている。また、障害のある子どもの生活を支える技術が備わっており、保育者の失敗を許容できる環境が整っているため、失敗を恐れずに挑戦し、失敗を共有して改善策を議論する機会が提供されている。

○保育環境と実践に関する要因

十分な保育者の配置は、日々の活動に余裕を生み出し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応を可能にする。これにより、保育者同士の話し合いの機会も確保され、個別支援や全体の保育計画への反映が促進される。インクルーシブ保育の実践を共有し合う文化がある園では、成功事例だけでなく、困難や失敗も共に検討され、保育の質を継続的に高める取り組みがなされている。こうした積み重ねが、すべての子どもが安心して過ごせる環境を支えている。

先行研究に基づき明らかとなったこれらの促進要因は、インクルーシブ保育の理念を具体的な実践として展開していくための重要な手がかりを提供している。これらは個々の園の努力に依存する側面が大きい一方で、制度的・政策的支援と連動することで、より多くの保育現場における好事例の普及・継続につながると考えられる。

(4) インクルーシブ保育についての概念整理

インクルーシブ保育の理念や必要性については、国際的な動向や国内の政策・研究においても注目されているが、現場ではその概念が一様に理解されているとは言い難い。とりわけ「障害児保育」「統合保育」との混同も見られ、制度上の定義も定まっていない状況にある。本節では、インクルーシブ保育という概念がどのように論じられてきたのかを整理し、本研究における定義と構成要素を明確にする。

インクルーシブ保育は、すべての子どもが個々の特性やニーズを尊重され、障害の有無にかかわらず共に育ち合う保育の在り方を目指すものである。この理念は、先行研究や国際的なガイドライン、国内の法令や政策に基づき、多角的に定義され、実践されている。

現在、日本においてインクルーシブ保育の定義はなく、初めて行政資料で使用されたのは 2022 年の保育所と児童発達支援の併設に関する基準改正通知である。保育施策においては障害児保育が一般的な用語であり、違いなどについても解説されていない。

先行研究では、人間社会の多様性を前提とし、それを価値として認めることの重要性が強調されている。例えば、河合・小山（2015）は、「人間社会内にある多様性を尊重し、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育をすること」と述べている。また、浜谷（2018）は、「インクルー

シブ保育は、同質性ではなく多様性を前提とし、多様性を価値とし、子ども一人ひとりの多様性がいきる保育を想像するもの」と指摘している。さらに、工藤（2021）は、「インクルーシブ保育は、学びから誰も排除しないことと、学習者の多様性に応えるために教育システムやその他の学習環境を変換させる方法を研究するアプローチであること、そして、その目的は幼児の頃から多様性を理解し、共生社会を目指すこと」と述べている。また、「障害児と健常児が共に育つ保育」（石井, 2009）、「別な支援を要する子だけを特別に扱うのではなく、他の子どもたちと一緒に一つの集団として、共に楽しめる方法を見つけていくこと」（金・田村, 2022）など、インクルーシブ保育の具体的なイメージを明確にする試みが多数行われている。

他方、政策的には、2022年の保育所と児童発達支援の併設に係る通知において初めて「インクルーシブ保育」の語が用いられたが、法的・制度的な定義は未だ整備されていない。これにより、現場では「障害児保育」や「統合保育」との混同が生じやすく、支援方針や目標に齟齬が生まれている現状がある。

実際の保育現場では、障害のあるこどもへの支援に関する対応が、個別化と分離の方向に傾きやすい。これらは ICF モデルが提示する「環境整備による参加の促進」という視点とは異なり、インクルーシブ保育の理念から逸脱する可能性がある。また、制度上の措置が結果的に分離を助長する例もあり、障害のあるこどもが「専門機関での支援が望ましい」と判断され、通常の保育の場から排除される事例も散見される。これらの背景には、制度的な定義の不明確さと、現場における共通理解の不足があると考えられる。

このように、インクルーシブ保育という概念の不明確さや現場での理解の差異が、保育実践の方向性に大きな影響を与えている。よって本研究では、子どもの権利保障の視点に基づき、インクルーシブ保育の理念と実践を接続する明確な定義を提示し、今後の政策立案や現場での実践指針として活用可能な構成要素を併せて検討する。

（5）本研究における「インクルーシブ保育」の定義とその構成要素

インクルーシブ保育は国際的な権利保障の理念に基づき、すべての子どもの成長と発達を支える包括的な保育のあり方として注目されている。しかし、日本においては制度上の明確な定義が存在せず、現場における実践にはばらつきがある。本研究では、先行研究や現場の実態を踏まえて、インクルーシブ保育の理念と実践の両面を統合した定義を提示し、その構成要素を明らかにする。

○本研究における「インクルーシブ保育」の定義

インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの

この定義は、以下の3つの観点を踏まえて導き出されたものである。

- ① 子どもの権利条約に基づく「育つ権利」や「差別のない保育環境」の保障
- ② 現場で生じている「分離の実態」や「共通理解の不足」に対する課題認識
- ③ 先行研究が示す「多様性を価値とする学び合い」の重要性

インクルーシブ保育の定義は、理念的な要素と実務的な要素があると考えられる。少なくとも現在日本においてインクルーシブ保育の定義がない中にあっては、インクルーシブ保育をイメージし、目指すべき

方向性が打ち出されていく必要がある。

定義を導くうえでは、まず子どもの権利の尊重を最優先とする視点が不可欠である。子どもの権利条約が掲げる「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱は、障害の有無や背景にかかわらずすべての子どもに平等に保障されるべきものである。また、保育サービスを利用したい子どもや家族が利用できない状況は差別の可能性があり、これは子どもの権利や障害者の権利の基本原則に反するものである。どのようにしたらすべての子どもを受け入れることができ、すべての子どもが楽しく過ごせるか探求し続けることが求められる。

元来、子どもは互いの違いを排除の契機とするのではなく、共にいるなかで違いをもとに学び合い育ち合うことが自然な姿である。それにもかかわらず、障害の有無や国籍、文化的背景の違いのある子どもの過ごす場が分断されていることから相互理解が進まず、逆に個々の特性が往々にして排除の要因となっている可能性がある。障害の程度は連続的であり、どこかに明確な線を引けるものではなく、特性が分かるタイミングも家庭の状況や子どもの育ちによって様々に変化することから、時に「困った子」「困らせる子」「保育の妨げになる子」などといった認識に保育者が陥り、それらを理由に保育の場を分けようとする動きにつながっている一因と考えられる。これらの動きは、保護者の戸惑いや迷いを生じさせ、すべての子どもの学びと育ちを奪うだけでなく、子どもの権利の深刻な侵害になる恐れがある。これらの問題意識は、子どもの多様性を前提とするインクルーシブ保育を推進する重要性を一層強く示している。

インクルーシブ保育は、障害のある子どもだけを既存の枠組みに「合わせる」ことを目的とするのではなく、すべての子どもが共に過ごせる環境やシステムを整え、多様性そのものを価値として位置づける柔軟性のある寛容な保育の在り方である。先行研究においては、子どもの多様な特性を尊重し、それが集団の力や相互の学びへつながる姿が数多く示唆されてきた。特に、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校が分離している学齢期の現状が、社会全体の差別や排除を助長する可能性が指摘されているように、就学前の段階でこそ子ども同士が互いに理解し合える機会を失わないよう、保育の場が分断されることの弊害は見過ごせない。障害の有無を含む多様性が豊かな環境では、子どもは自己以外の様々な存在を「分断される他者」ではなく「共にいる仲間」として受け止める経験ができる。こうした経験が、子どものうちから、特に未就学の段階では「共生社会」の基盤を築き上げる力となり、子ども自身の学びを豊かにすることに加え、子どもの権利条約第29条の示す「可能な最大限度の発達」や「互いに理解し合い、平和や寛容の精神を育む」姿を具体化することにもつながる。

しかしながら、実際の保育現場では、障害のある子どもの受け入れが増えている一方で、人員の不足や施設設備の問題、専門的知識の不足、家庭との連携の難しさなど、多面的な課題が累積している。各自治体や園の努力に任され、地域差や現場間の格差も生まれている。そのため、子どもの多様な特性を前提に、共に過ごす環境を保証するための具体的な政策・制度設計が十分には整わず、法制度上の理念と現実との乖離は依然として大きいといえる。障害のある子どもだけでなく、障害の診断がないものの支援を必要とする子ども、また医療的ケアが必要な子どもなど、幅広いニーズに応えるには、さらに専門人材の確保・育成と保育現場と外部機関との強固なネットワーク構築、そして自治体の支援体制の拡充が求められる。また、障害のある子どもを分ける方向に誘導されてしまう制度上の仕組みが、各園や保護者の選択を制限し、結果的に子ども同士が共に育ち合う場を狭めてしまうという問題も顕在化している。

こうした先行研究や行政資料が示す実態と課題を踏まえると、子どもにとっての「育つ権利」が最大限に保障されるためには、障害のある子どもとない子どもを分けることなく、一人ひとりの発達のニーズと

集団の相互作用とを共に育むことこそが鍵になる。そのため、多様性は障害に限定せず「障害の有無や国籍、文化的背景などの個々の状況に関係なく、子どもの多様性を前提に」し、かつ、「すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う環境を提供する保育の形態・プロセス」と保育内容に踏み込み、さらには「すべての人が共に生きる『共生社会』の実現に向けた基盤を築くもの」として将来にわたる社会の在り方にも影響するといった内容も含めて、インクルーシブ保育を定義した。

ここに至る過程は、子どもの権利が最も尊重されるべき原則であること、保育の場で障害のある子どもとない子どもがどのように互いから学び合うのか、そのために必要な条件や支援体制は何かという問い合わせ重ねて検討してきた結果である。

この定義は、多様性を排除せず包み込む保育こそが、子どもたちの相互理解や人権意識を実感として育み、その後の学齢期や社会生活における共生の土台となり得るという強い信念に基づいている。すなわち、子どもの権利条約が示す理念と、先行研究や実態調査が提示する課題や可能性の双方を踏まえたとき、インクルーシブ保育は単に障害のある子どもを特別に扱う保育ではなく、子ども同士の関係性をとおして多様性を活かし合う保育であると再確認される。障害や背景の違いをもつ子どもを排除しないだけでなく、一緒に過ごすことによってこそ生まれることの学びを尊重し合うことが、将来の社会を真に豊かにする基盤となるからである。こうした視点から、本研究においては、インクルーシブ保育がもたらす子どもの人権保障と共生社会の実現可能性を明確に示すため、上記の定義を示すに至った。

○「インクルーシブ保育」の定義における構成要素

インクルーシブ保育の定義には、インクルーシブ保育を推進するための構成要素を盛り込んだ。

- ① インクルーシブ保育の対象 : 障害のある子どもに限定せず「障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子ども」（すべての子どもが多様）であること
- ② インクルーシブの保育の目的を : 「すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う」こと
- ③ インクルーシブ保育の内容 : 「環境を作る保育の形態」であること
- ④ インクルーシブ保育の到達点 : 「すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くもの」であること

インクルーシブ保育の構成要素の前提として、「公平性」、「多様性の尊重」、「個別化された支援」、「保護者・地域との協働と連携」、そして「保育の質の向上」という視点が挙げられる。「公平性」とは、すべての子どもが等しく保育を受ける権利をもち、そのための機会が平等に提供されている状態を意味し、障害のある子どもの受け入れ状況や専門性のある職員の配置状況といった指標によって確認される。「多様性の尊重」とは、一人ひとりの子どもの個性や特性を認め合い、その背景やニーズに応じた支援を行うことであり、保育計画や実践の段階から障害のある子どもだけでなく、外国にルーツをもつ子どもやその他多様な背景をもつ子どもの姿を具体的に考慮する取り組みが重視される。「個別化された支援」とは、子どもの発達段階や特性、さらに診断の有無にかかわらず特別な配慮が必要な子どもに対して個別の指導計画を作成し、合理的配慮を行うことで、すべての子どもが安心して学び育つ環境を整えるものである。もちろん、その環境の中にはすべての子どもにとって分かりやすく、楽しめる基礎的環境（ユニバーサルデザイン）の整備も含まれる。「協働と連携」は、園、保護者、地域の専門機関が密接に協力し合うこと

で、こどもへの支援や保育の質を高めることをめざし、保護者の参画や地域資源の活用が不可欠となる。最後に「保育の質の向上」は、すべてのこどもが質の高い保育を受けられるよう、目の前にいるこどもの姿に合わせて日々の目標や方法を柔軟に変えられる基礎的環境の整備を含む保育内容や対応であり、研修の実施などによる保育者の専門性の向上、そして保育者自身がこどもや家族、さらには自らの成長を実感できるような取り組みを充実させることによって実現される。こうした5つの視点とそれをより具体化した10の指標によって、インクルーシブ保育の理念と実践が相互に補完されながら高められていくと考えられる。

インクルーシブ保育の5つの視点と10の指標

○公平性：すべてのこどもが同等に保育を受ける権利を持ちそのための機会が平等に提供されている

指標① 障害のあるこどもの受入状況

- ・現員数と障害のあるこどもの割合から算出

指標② 専門性のある職員の設置状況

- ・コーディネーターや障害児担当の配置状況など

○多様性の尊重：こども一人ひとりの個性や特性を尊重し、多様な背景やニーズに応じた支援を行うことを重視している

指標③ 保育計画におけるインクルーシブ保育の取組状況

- ・障害のあるこどもの保育を計画段階から考慮にいれているか
- ・在園しているこどもの様々な背景を計画段階から考慮しているか

指標④ 保育実践におけるインクルーシブ保育の状況

- ・実践の中でこどもの意見や意思を尊重できているか
- ・こども同士の育ちを尊重しあえるようにしているか

○個別化された支援：こどもの発達段階や特性に応じた個別の支援計画を作成し、適切な環境やサポートが提供されている

指標⑤ 個別の指導計画の作成状況

- ・障害のあるこどもの個別の指導計画の作成がなされているか

指標⑥ 個別の合理的配慮の実施状況

- ・障害のあるこどもへの合理的配慮が実施されているか

○協働と連携：園、保護者、地域の専門機関が一体となってこどもを支えられるようにしている

指標⑦ 地域の支援の活用状況

- ・外部の専門機関と連携を行い保育の質の向上が図られている

指標⑧ 保護者の参画

- ・個別の指導計画の作成において保護者が参画しているか

○保育の質の向上：すべてのこどもが質の高い保育を受けられるようにするために、日々の保育実践を柔軟的に行い、また、保育者の専門性を向上させている

指標⑨ 柔軟的に行えるように基礎的環境整備が行われている

- ・保育の目標を日々のことの状況に合わせて柔軟的に変更しているか

指標⑩ 保育者の専門性の向上及び成長が促されているまたは実感がある

- ・研修の実施が行われているか
- ・保育者が子どもや家族、保育者自身の成長を実感しているか

引用・参考文献

こども大綱. (2023) .閣議決定.

国連障害者の権利に関する委員会. (2022) .日本の第1回政府報告に関する総括所見[外務省仮訳].

障害児支援の在り方に関する検討会報告書. (2015) .厚生労働省.

国際生活機能分類. (2001) .世界保健機構.

児童の権利に関する条約. (1989) .国連.

障害者の権利に関する条約. (2006) .国連.

保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について. (2022) .厚生労働省子ども家庭局

保育課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡.

調査研究（引用分）

厚生労働省. (2021) .令和3年度子ども子育て推進研究事業 保育所等における障害児に対する保育内容
及び関係機関との連携状況等に関する調査.PwC コンサルティング合同会社.

厚生労働省. (2021) .令和3年度子ども子育て推進研究事業 人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究.株式会社 日本総合研究所.

厚生労働省. (2022) .令和4年度障害者総合福祉推進事業 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に関する調査研究.みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社.

こども家庭庁. (2022) .未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究.株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所.

ベネッセ教育総合研究所. (2012) .第2回幼児教育・保育についての基本調査.

ベネッセ教育総合研究所. (2018) .第3回幼児教育・保育についての基本調査.

国立特別支援教育総合研究所. (2023) .保育所、認定こども園、幼稚園における特別な支援を要する子どもの教育・保育に関する全国調査.

全国保育協議会. (2008) .全国の保育所実態調査.

全国保育協議会. (2011) .全国の保育所実態調査.

全国保育協議会. (2016) .全国保育協議会会員の実態調査.

全国保育協議会. (2021) .全国保育協議会会員の実態調査.

調査研究（参考分）

ベネッセ教育総合研究所. (2008) .第1回幼児教育・保育についての基本調査（保育所編）.

日本保育協会. (2010) .遅れのある子どもへの対応に関する調査研究.

日本保育協会. (2011) .遅れのある子どもの支援に関する事例調査.

日本保育協会. (2012) .遅れのある子どもの支援に関する実践調査.

引用論文

- 阿部 美穂子・河崎 美香・松本 理沙・松田 麻美. (2018) .インクルーシブ保育の実践を支える巡回相談のあり方.北海道教育大学紀要 教育科学編,68(2),115-127.
- 石井 正子. (2009) .幼稚園・保育所の園長等管理職の統合保育に関する認識－インクルーシブな保育に向けての現状と課題－.学苑・初等教育学科紀要,824,62-78.
- 市川 奈緒子,・仲本 美央. (2021) .園長はいかに持続可能なインクルーシブ保育を創出しているのか－保育を支える陰の努力の解明.質的心理学研究.,20,219-226.
- 加藤 由美・安藤 美華代. (2013) .新任保育者の抱える困難：語りの質的検討.兵庫教育大学 教育実践学論集,14,27-38.
- 河合 高鋭・小山 望. (2015) .幼稚園におけるインクルーシブ保育への一考察：保育者の意識を対象とした分析をてがかりに.人間科学研究,20(1),15-28.
- 外間 直樹.2022.障害児を受け入れる－保育所所長の認識－日々の保育実践に対するインタビュー調査より－.日本健康医学会雑誌,31(4),495-500.
- 金 幸愛・田村 光子. (2022) .特別な支援を要する子どもの保育の専門性についての考察－保育観察と保護者の意見から.植草学園短期大学紀要,23,71-80.
- 結城 孝治. (2006) .「気になる子ども」の発達支援に向けて－障害児保育巡回指導における保育的観点からのアドバイス－.國學院短期大学紀要,23,115－136.
- 工藤 英美・金 仙玉. (2017) .保育者のインクルーシブ保育に対する認識.生涯発達研究,10,95-100.
- 工藤 英美. (2021) .集団保育とインクルーシブ保育－保育方法からのアプローチ－.日本福祉大学子ども発達学論集,13,59-63.
- 成木 智子. (2023) .どの子も楽しい保育とは。～インクルーシブ保育の視点から～.神戸海星女子学院大学研究紀要,61,47-54.
- 田村 光子・根本 曜子. (2014) .障害のある子を含む保育（インクルーシブ保育）への保護者の意見.植草学園短期大学紀要,15,21-26.
- 徳田 茂. (2019) .共に生き、共に育つ.ミネルヴァ書房.
- 富田 久枝・根本 咲那. (2019) .インクルーシブ保育に対する保育者の意識-保育者効力感・人権意識に着目して-.千葉大学教育学部研究紀要,67,89－96.
- 別府悦子・大井佳子・水野 友有・谷 昌代・ダーリンブル 規子・平野 華織・山田 丈美・斎藤 英俊・西垣 吉之. (2020) .統合保育からインクルーシブ保育への展開のための実践的視点－ 大学間連携共同研究(1)－.中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要,21,1-12.
- 舟 千晶・橋本 創一・秋山 千枝子. (2016) .インクルーシブ保育における特別な支援を要する子どもの活動参加に関する調査報告.小児保健研究,75(5),636－641.
- 三山 岳. (2011) .保育者はいかにして相談員の意見を受け止めるのか.教育心理学研究,59(2),231-243.
- 櫻井 貴大. (2021) .障害児保育における加配保育者に関する研究動向.岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要,54,57－64.
- Lawson, A., & Beckett, A. E. (2020). The social and human rights models of disability: towards a

complementarity thesis. The International Journal of Human Rights, 25(2), 348–379.

参考論文

- 市川 奈緒子・仲本 美央. (2021) .インクルーシブ保育に向けた個別指導計画の現状と課題－保育現場における実態調査を踏まえて－.白梅学園大学・白梅学園短期大学紀要.57,31-48.
- 園山 繁樹・由岐中 佳代子. (2000) .保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討－療育のある統合保育に向けての課題－.社会福祉学研究.41(1),61-70.
- 堀 智晴. (2017) .インクルーシブ保育の意義とその実践上の課題.保育学研究.55(1),84-99.